

第 2 期
大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画
(案)

令和5年●月
大阪府

目次

第1章 基本的事項	- 1 -
第1節 計画の趣旨・背景	- 1 -
第2節 基本理念	- 3 -
第3節 計画の位置付け	- 3 -
第4節 計画の期間	- 3 -
第2章 現状と課題	- 4 -
第1節 ギャンブル等をする人の状況	- 4 -
(1) ギャンブル等の施設の状況	- 4 -
(2) ギャンブル等依存症を巡る状況（府実態調査より）	- 5 -
(3) ギャンブル等依存が疑われる人の推計	- 9 -
第2節 府の取組みと課題	- 10 -
(1) 第1期計画期間までの取組み	- 10 -
(2) 取組みにおける課題	- 12 -
第3章 基本的な考え方	- 14 -
第1節 基本方針	- 14 -
第2節 全体目標	- 16 -
第3節 施策体系	- 17 -
第4章 具体的な取組み	- 18 -
第1節 各基本方針における重点施策	- 18 -
第2節 その他の取組み	- 27 -
第3節 全体目標及び各重点施策における個別目標	- 29 -
第5章 推進体制等	- 30 -
第1節 計画の推進体制	- 30 -
第2節 計画の進捗管理等	- 30 -
第3節 計画の見直し	- 31 -
第4節 ギャンブル等依存症対策基金	- 31 -
資料編	- 1 -
データ集	- 1 -
ギャンブル等依存症問題関連データ	- 1 -
第1期計画での取組みの評価	- 8 -
関係資料	- 14 -
ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）	- 14 -
ギャンブル等依存症対策推進基本計画（国計画）【概要】	- 21 -
ギャンブル等依存症対策推進基本計画（国計画R4変更）【概要】	- 22 -
大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（令和4年大阪府条例第59号）	- 23 -

大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議規則(令和4年大阪府規則第84号)	- 27 -
大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部運営要綱	- 29 -
大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱	- 31 -
大阪府依存症関連機関連携会議部会設置要綱	- 33 -
大阪府依存症対策庁内連携会議設置要綱	- 34 -
用語解説	- 36 -

第1章 基本的事項

第1節 計画の趣旨・背景

ギャンブル等¹は、それにのめり込むことにより、本人及びその家族等の日常生活や社会生活に支障が生じ、多重債務、犯罪等の社会問題につながる可能性がある。

ギャンブル等依存症²は、病気であり、早期の支援や適切な治療により回復が十分可能であると言われている。しかしながら、ギャンブル等依存症についての正しい知識の不足や、相談機関や治療を行っている医療機関、自助グループ等の情報の不足等により、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が必要な相談・治療及び支援を受けられていない現状がある。

このような問題意識を背景に、平成28年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号。）の附帯決議において「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること」「カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組みを構築し、強化すること」が決議され、政府において、必要な取組みがなされてきた。

こうした中で、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下、「基本法」という。）が成立し、平成30年10月に施行された。また、平成31年4月には、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下、「国基本計画」という。）が策定された。

基本法第13条には、都道府県は、「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に努めることとされており、これを受けて府においても、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進し、ギャンブル等依存症の予防と、早期発見・早期介入により、ギャンブル等依存症の本人やその家族等に対する支援の充実を図り、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、計画期間を令和2年度から4年度までとする「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下、「第1期計画」という。）を令和2年3月に策定した。以後、第1期計画に基づき、府内関係各課が相互に必要な連絡・調整を行いながら、関係団体、事業者等とともに有機的な連携を図り、ギャンブル等依存症対策を推進してきた。

また、令和4年度には、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」（令和4年大阪府条例第59号。以下、「基本条例」という。）を議員提案により制定。併せて、同年度は、第1期計画の計画期間の最終年度であることから、基本法第13条第3項及び基本条例第7条第5項に基づく検討を加え、計画期間を令和5年度から7年度までとする「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定する。

=====

- 1 本計画で、ギャンブル等とは、法律に定めるところにより行われる公営競技（競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為を指す。
- 2 本計画で、ギャンブル等依存症とは、「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」を指す。診断基準は、2ページの「ギャンブル等依存症とは」を参照。また、府におけるギャンブル等依存が疑われる人の推計値は、第2章1節（3）を参照。

第1章 基本的事項

なお、平成27年9月に国連において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」に関して、府では世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざしており、本計画の取組みを進めることによって、この実現にも寄与していくこととする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

■17の持続可能な開発目標（ゴール）



■ギャンブル等依存症とは

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。「本人の意思」や「性格」は関係なく、誰でも依存症になる可能性がある。

世界保健機構（WHO）の国際疾病分類ICD-10^{*}では、「病的賭博（F63.0）」と記述されている。

「病的賭博（F63.0 Pathological gambling）」の診断ガイドライン（一部抜粋）

- (a) 持続的に繰り返される賭博
- (b) 貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

*WHOは、ICD-10を改訂し、ICD-11を発表している。ICD-11では、「Gambling disorder」と表記されており、今後、日本に適用されると、ギャンブル症（障害）となる見込みである。

第2節 基本理念

府は、基本法第3条及び第4条並びに基本条例第3条に基づき、以下の事項を基本理念として、ギャンブル等依存症対策に取り組む。

1. ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。
2. ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行う。
3. ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行う。

第3節 計画の位置付け

この計画は、基本法第13条第1項及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定する。

第4節 計画の期間

基本法第13条第3項及び基本条例第7条第5項において、少なくとも3年ごとに「ギャンブル等依存症対策推進計画」に検討を加え、必要があると認めるときには変更するものとするところを踏まえ、本計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とする。

R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国基本計画（1期）			国基本計画（2期）			国基本計画（3期）			→
－			大阪府計画（1期）			大阪府計画（2期）			大阪府計画（3期）

第2章 現状と課題

第1節 ギャンブル等をする人の状況

(1) ギャンブル等の施設の状況

府内には、競輪・モーター・ボート競走の2か所の競技場と、中央競馬、地方競馬等の場外発売所が9か所ある（令和4年9月現在）。府外にある競技場を利用することや、競技場や場外発売所において、他の競技場で行われる当該競技の券を購入することができる。また、電話やインターネットを利用した投票も可能であることから、競技場に出向かなくても参加することができる。

大阪府内の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数は、611店舗である（令和3年12月31日現在 警察庁調べ）。

表1 府内の公営競技場等

(令和4年9月現在)

	名 称	公営競技種目
競技場	ブッキースタジアム岸和田	競輪
	ボートレース住之江	モーター・ボート競走
場 外 発売所	ウインズ難波	中央競馬・地方競馬
	ウインズ道頓堀	中央競馬
	ウインズ梅田	中央競馬
	ライトウインズりんくうタウン	中央競馬
	DASH 心斎橋	地方競馬
	DASH 岸和田	地方競馬
	サテライト大阪	競輪・オートレース
	ボートピア梅田	モーター・ボート競走
	ボートレースチケットショップりんくう	モーター・ボート競走

表2 府内の遊技場（ぱちんこ・パチスロ）店舗数

(令和3年12月31日現在 警察庁調べ)

遊技場店舗数	611店舗
--------	-------

(2) ギャンブル等依存症を巡る状況（府実態調査より）

府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、今後のギャンブル等依存症対策を考えるための資料とすることを目的に、「ギャンブル等と健康に関する調査」を実施した（令和3年2月）。

この調査は、大阪府内の住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の5,000名を対象に実施し、1,583人（回収率31.7%）より回答を得、有効票は1,552票（有効回答率31.0%）であった。

① ギャンブル等の経験

ギャンブル等を生涯において経験したことがあると回答した割合（生涯ギャンブル等経験あり）は1,102人で全体の71.0%、ギャンブル等を生涯において経験したことがない（生涯ギャンブル等経験なし）と回答したのは、450人で全体の29.0%であった。

また、生涯ギャンブル等経験ありのうち、過去1年間にギャンブル等を経験した割合は、全体の32.7%であった。

表3 ギャンブル等の経験 (n=全回答者)

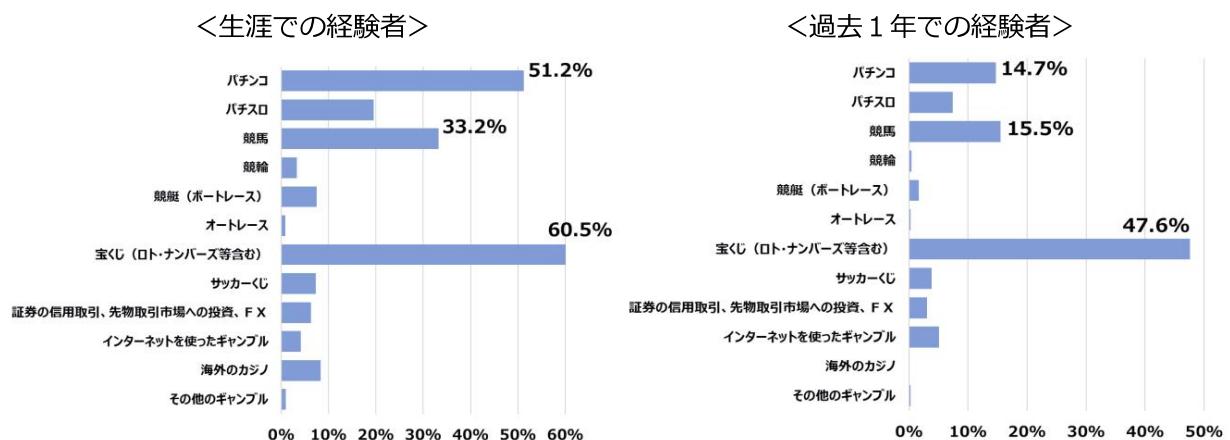
生涯経験あり		生涯経験なし
71.0%		
過去1年経験あり	過去1年経験なし	29.0%
32.7%	38.3%	

② ギャンブル等の種類

生涯ギャンブル等経験ありの人が、生涯で経験したギャンブル等の種類は、「宝くじ（ロト・ナンバーズ等を含む）」が911人で全体の60.5%、「パチンコ」が771人で全体の51.2%、「競馬」が499人で全体の33.2%の順で多かった。

また、「過去1年間に経験した」と回答した人が経験したギャンブル等の種類は、「宝くじ（ロト・ナンバーズ等を含む）」が365人で全体の47.6%、「競馬」が119人で全体の15.5%、「パチンコ」が113人で全体14.7%の順で多かった。

図1 ギャンブル等の種類

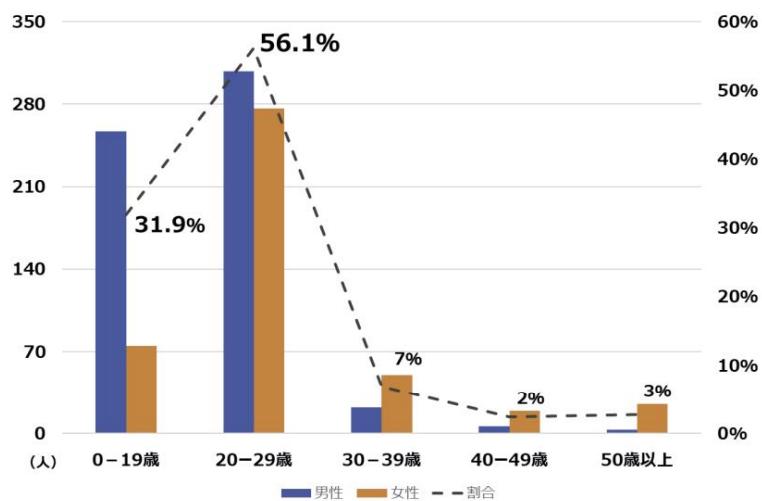


第2章 現状と課題

③ 初めてギャンブル等をするようになった年齢

初めてギャンブル等をするようになった年齢について、全体の 56.1%が 20 歳代と回答した。また、20 歳未満の年齢を回答したのは、女性の 75 人 (16.9%) に対し、男性は、257 人 (43.1%) であり、男性の方が、低い年齢でギャンブル等を経験している人の割合が高かった。

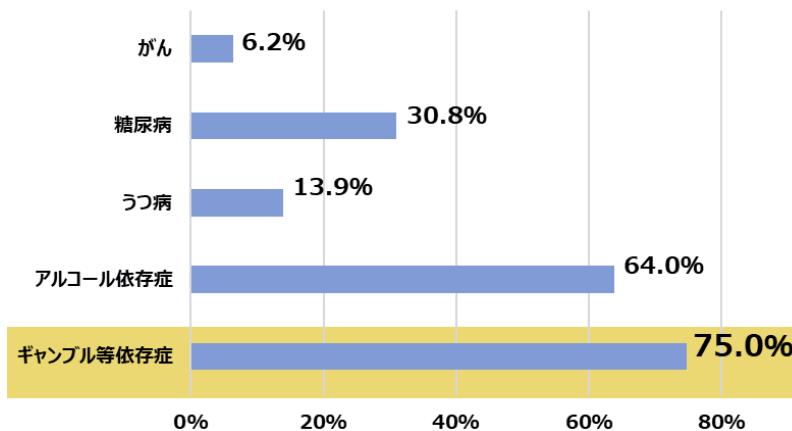
図 2 初めてギャンブル等をするようになった年齢について (n=ギャンブル等の経験者)



④ 依存症などの疾患に対する考え方

病気になったのは、「本人の責任である」と思う人の割合（「そう思う」、「強くそう思う」の合計）は、ギャンブル等依存症で 75.0%、他の精神疾患（うつ病 13.9%、アルコール依存症 64.0%）、身体疾患（がん 6.2%、糖尿病 30.8%）と比べて高かった。

図 3 ギャンブル等依存症などの疾患に対する考え方 (n=全回答者)

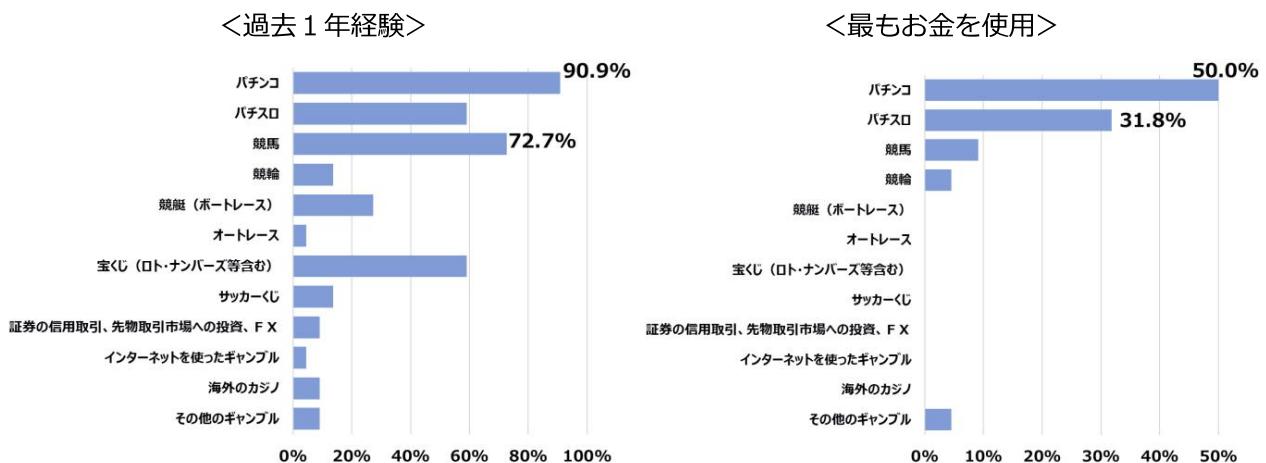


⑤ ギャンブル等依存が疑われる人（SOGS5点以上³）のギャンブル等行動

「ギャンブル等依存が疑われる人」における、過去1年間で経験したギャンブル等の種類は、全体でパチンコ20人（90.9%）が最も多く、次いで競馬16人（72.7%）が多かった。

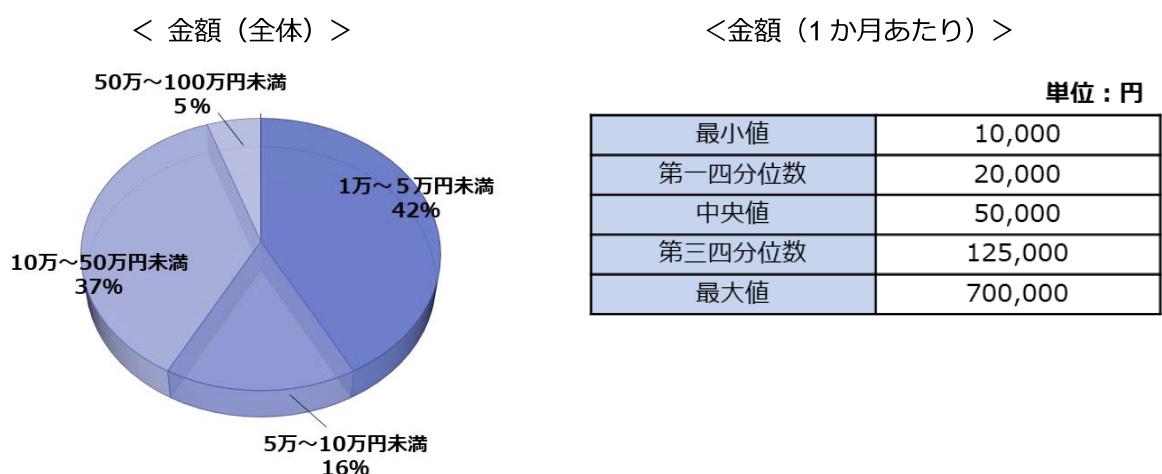
また、最もお金を使ったギャンブル等の種類は、全体でパチンコ11人（50.0%）が最も多く、次いで、パチスロ7人（31.8%）が多かった。

図4 ギャンブル等の種類（n=SOGS5点以上）



「ギャンブル等依存が疑われる人」が1ヶ月あたりにギャンブル等に使用する金額は、1万円以上5万円未満が最も多く、次いで、10万円以上50万円未満が多かった。また、月に1円以上ギャンブル等にかける場合の金額の中央値は50,000円/月であった。

図5 ギャンブル等にかける金額（n=SOGS5点以上）



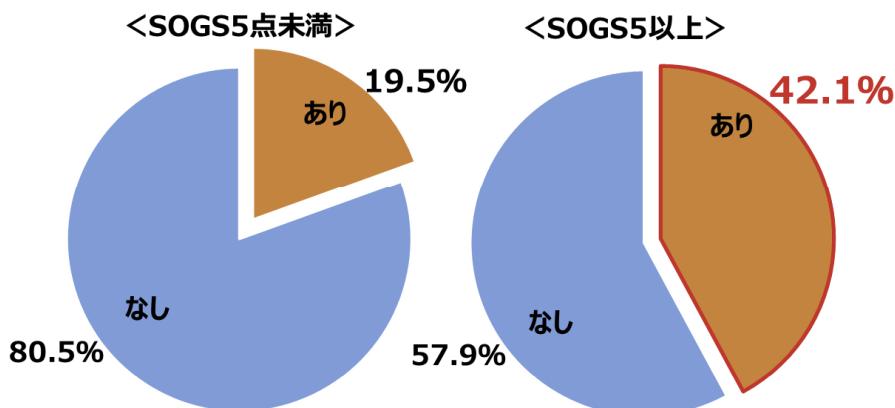
3 SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、アメリカのサウスオーツ財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテスト。ギャンブル障害に関する国内外の疫学調査で数多く採用されている。得点範囲は0点～20点で、本調査は合計5点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われる人」とし、22名が該当した。

第2章 現状と課題

⑥ ギャンブル等依存が疑われる人と希死念慮

SOGS の得点区分別に「これまでに自殺したいと考えたことがありますか」との質問に対する回答割合を比較したところ、SOGS5 点以上の者は、SOGS 5 点未満の者に比べ、希死念慮を有する割合が高かった。

図 6 ギャンブル等依存が疑われる人と希死念慮（得点区分別比較）（n=全回答者）

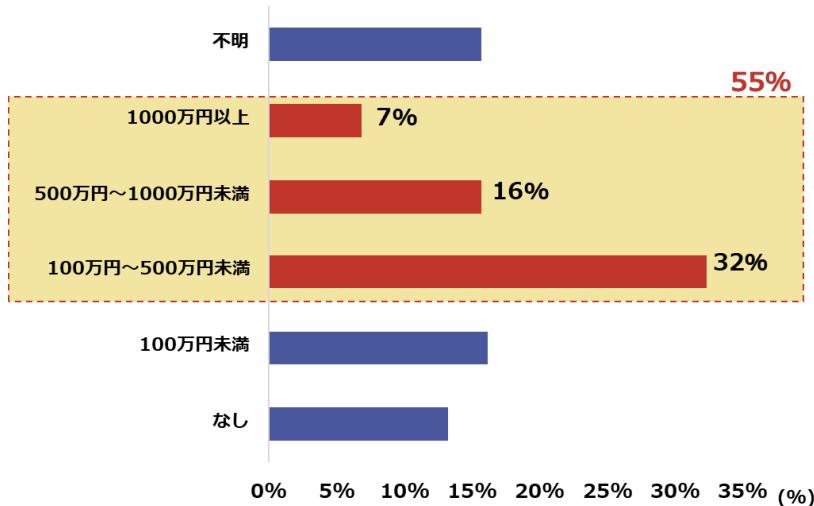


【参考：大阪府・大阪市精神保健福祉センター相談実績より】

○ギャンブル等依存の相談者の借金額

大阪府・大阪市の精神保健福祉センターで実施する専門相談の実績において、相談者が抱える借金額が100万円以上であった者の割合は、全体の55%を占めた。

図 7 専門相談（府・大阪市）相談実績【借金額】（n=204）



(3) ギャンブル等依存が疑われる人の推計

国及び府が実施した調査における割合を府の成人人口（令和3年12月現在：750万人）にあてはめると、過去1年以内のギャンブル等依存が疑われる人の数⁴は、約9万8千人から16万6千人と推計され、そのうちギャンブル障害に該当する人は約半数と推定される。

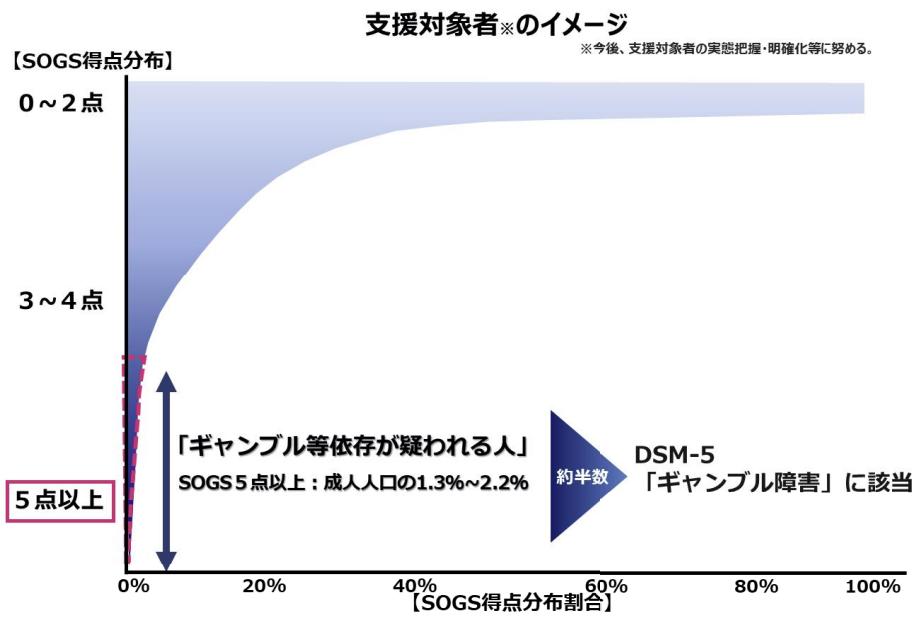
表4 国及び府の調査とギャンブル等依存が疑われる人の推計値

調査名	割合	府推計値
国実態調査 ⁵ (R3.8公表)	過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる人の割合 成人の <u>2.2%</u>	約16万6千人
府実態調査 (R4.3公表)	過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる人の割合 成人の <u>1.3%</u>	約9万8千人

<注釈>

- ◆ 国実態調査の報告書では、SOGS を用いた推計値は、国際的診断基準である DSM を用いた割合より高くなることが報告されていることや、SOGS と DSM-5 の基準による診断結果を比較すると、「SOGS 5点以上でギャンブル障害が疑われた者の 53%は、DSM-5 のギャンブル障害には該当しない」とする研究⁶を紹介している。
- ◆ 上記割合は、95%信頼区間（同じ調査を 100 回実施した場合、95 回はその区間にになることを意味する。府実態調査では 0.8-2.0、国実態調査では 1.9-2.5。）の間で変動する可能性がある。
- ◆ 府実態調査の割合については、回収率及び有効回答率が低く、SOGS 5点以上に該当する回答数が少ないので参考値とする。

図8 ギャンブル等依存が疑われる人のイメージ



⁴ 国及び府実態調査において、SOGS 質問票を用いた得点が 5 点以上の回答者をいう。

⁵ 松下幸生、新田千枝、遠山朋海；令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」,2021年

⁶ Goodie AS, MacKillop J, Miller JD, Fortune EE, Maples J, Lance CE, Campbell WK: Evaluating the South Oaks Gambling Screen with DSM-IV and DSM-5 criteria: Results from a diverse community sample of gamblers. Assessment, 20(5):523-531, 2013

第2節 府の取組みと課題

(1) 第1期計画期間までの取組み

第1期計画では、「普及啓発の強化」・「相談支援体制の強化」・「治療体制の強化」・「切れ目がない回復支援体制の強化」・「大阪独自の支援体制の構築」の5本柱を基本方針に据え、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に送れるよう、予防、相談、治療、回復支援を切れ目なく行うため「大阪依存症包括支援拠点 OATIS (Osaka Addiction Treatment Inclusive Support)」を中心とする総合的な依存症対策を推進してきた。

I. 普及啓発の強化

若年層に対し、高校での出前授業やリーフレットの配布等を通じて予防啓発を行うとともに、府民向けセミナーや、関係機関の窓口等でのリーフレット配布、ホームページへの掲載等を通じて、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解の促進を行っている。

II. 相談支援体制の強化

依存症相談拠点である精神保健福祉センター・保健所等において、ギャンブル等依存症に関する相談支援を実施するとともに、大阪府こころの健康総合センターでは、第2・第4土曜日の来所相談、依存症からの回復に向けた本人を対象としたプログラム及び依存症についての理解や本人への対応について学ぶ家族向けプログラムを実施。

また、保健所の精神保健福祉相談担当者等や市町村職員を対象とした研修会を実施するなど、相談拠点や多重債務、貧困、虐待、自殺等様々な相談窓口における相談員の相談対応力向上に取り組んでいる。（資料編 p4 表1 参照）

III. 治療体制の強化

依存症治療拠点機関を1か所とギャンブル等依存症専門医療機関を6か所（依存症治療拠点機関を含む）選定している。

精神科医療機関職員を対象とした研修や依存症治療拠点機関による専門治療プログラムの普及支援など、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実に取り組んでいる。

（資料編 p6 表3・表5・表6 参照）

IV.切れ目のない回復支援体制の強化

OAC⁷ミニフォーラムや依存症関連機関連携会議等を通じて、連携協力体制の強化を図るとともに、OACに加盟する機関・団体の取組みの活性化を図るべく、ミーティングや相談事業への財政支援を実施するなど、自助グループや民間団体等の活動を支援している。

V.大阪独自の支援体制の構築

予防・相談支援、人材養成及び連携体制の確保などを総合的に行う「依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）」が連携することにより、「大阪依存症包括支援センター（OATIS）」を形成し、医師、ケースワーカー、心理職など多職種による相談支援等を実施している。

※第1期計画での取組みの評価は、資料編 p8～13 参照

=====

7 OACとは、関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及びその家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク

(2) 取組みにおける課題

I. 普及啓発の強化

若年層を対象に実施した予防啓発のための出前授業については、現行の実施体制に限りがあることから、さらなる実施機会等の確保・充実が必要である。

また、依存症に関する各種情報の発信等について、複数のホームページが存在し、情報が集約されていないことから、必要な情報に容易にアクセスできるよう改善が必要である。

(資料編 p2 図6 参照)

II. 相談支援体制の強化

大阪府・大阪市の相談実績では、相談者の約8割が有職者であり、平日昼間の相談は利用しにくいこと、また、府が実施した実態調査において、当事者の家族等の悩みとして「浪費、借金による経済的困難」が最多であるが、現状この課題に対応可能な職種がないことなどから、相談に対応できる時間帯や職種など、相談者のニーズに沿った相談体制を整備する必要がある。

(資料編 p3 図9・図10 参照)

III. 治療体制の強化

大阪府・大阪市の相談実績において、主訴の約5割が「精神科の受診・治療・病気に関するもの」となっているが、専門医療機関を含め、ギャンブル等依存症に対応可能な精神科医療機関数は増加しておらず、また、新たに専門治療プログラムを導入する医療機関も少ないため、対応可能な医療機関を増やす必要がある。

(資料編 p5 図14・p6 表5・表6 参照)

IV. 切れ目のない回復支援体制の強化

依存症関連機関連携会議や交流会等を通じ、OAC のネットワーク強化や顔の見える関係づくりを推進してきたが、具体的な個別支援の連携・課題共有は十分でない。

また、OAC に加盟する団体等が実施するミーティングや相談事業に対する補助を通じて、団体の自主的な取組みの活性化を図ってきたが、交付先の団体の新規参入が進まず、団体数が増えないことなどから、活動の裾野拡大を図ることが必要である。

(資料編 p7 図22 参照)

V. 大阪独自の支援体制の構築

ギャンブル等依存症対策を取り巻く状況に応じて、機動的かつ実効的な支援が可能な体制整備が必要である。

また、依存症総合支援センター（こころの健康総合センター）では多職種による相談対応などの支援を実施しているが、事案によっては課題も様々であることから、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対し、多岐にわたるサポートを総合的・効率的に実施することが必要である。

VI.その他

■ 調査・分析の推進

「ギャンブル等依存が疑われる人」の状態像は様々であり、抱える課題の種類や困難度、課題解決に必要な支援の内容や関わりの程度等も多種多様であることから、ターゲットをどのように捉えるのか等について検討を行うための調査が必要である。

■ 人材の養成

様々な関係機関の相談員を対象に実施した関係機関職員専門研修については、参加希望者のニーズや関心の高さがうかがえる一方で、実施体制等に限りがあることなどから、希望者全員が参加できていない状況にあった。多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等といったギャンブル等依存症に関連して生ずる問題の根本的解決のためには、様々な関係機関の相談員が適切な対応を講じることが求められることから、十分な研修機会が確保できるよう、体制の拡充や手法等の検討が必要である。

第3章 基本的な考え方

第1節 基本方針

第2期計画では、基本理念や現状と課題等を踏まえ、第1期計画での5つの基本方針に、調査・分析の推進と人材の養成を加えた7つの基本方針に沿って、9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の更なる強化を図る。

基本方針Ⅰ 普及啓発の強化

ギャンブル等依存症は誰もがなり得る可能性があり、本人だけでなく、その家族等の生活にも支障が生じることから、ギャンブル等による問題が生じた場合、適切な支援や医療につながるよう、府民に対し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進を図る。特に、初めてギャンブル等を経験する割合が高い若年層に対しては、教育庁等と連携し、早期の予防啓発に集中的に取り組む。また、昨今のオンラインカジノや公営競技のインターネット投票などの関心の高まりを踏まえた啓発に取り組む。

- 【重点①】若年層を対象とした予防啓発の強化
- 【重点②】依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進

基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化

ギャンブル等依存症に悩む本人及びその家族等が、早期に必要な支援につながることができるよう、現在の相談拠点に加え、相談者の生活環境に応じて気軽に相談できるよう、SNSやオンラインなどを活用した相談窓口の整備や、相談者が抱える課題等に対応するための支援体制の充実に取り組む。

- 【重点③】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実

基本方針Ⅲ 治療体制の強化

ギャンブル等依存症の本人等が適切な治療を受けることができるよう、依存症専門医療機関や依存症治療が可能な精神科医療機関の裾野拡大を図るとともに、地域の医療機関と専門医療機関等との連携などを通じて、患者の状況に応じた段階的な治療体制の構築に取り組む。

- 【重点④】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築

基本方針IV 切れ目のない回復支援体制の強化

ギャンブル等依存症の本人やその家族等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、回復や社会復帰等に重要な役割を果たす自助グループや民間団体等との連携強化を進めるとともに、支援ネットワークの裾野拡大に取り組む。

- 【重点⑤】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進
- 【重点⑥】自助グループ・民間団体等の活動の充実

基本方針V 大阪独自の支援体制の推進

ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、新たなハブ拠点の設置に向けた検討を行うとともに、ギャンブル等依存症の本人等が、相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できる機能整備に取り組む。

- 【重点⑦】予防から相談、治療及び回復支援体制の推進

基本方針VI 調査・分析の推進

ギャンブル等依存が疑われる方について、抱える課題の種類や困難度、課題解決に必要な支援の内容や関わりの程度などを把握するべく、ギャンブル等依存が疑われる方や抱える問題の実態などを明らかにする調査を実施する。

- 【重点⑧】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進

基本方針VII 人材の養成

ギャンブル等依存症対策を推進するためには、その基盤となる担い手の養成が必要であることから、様々な相談窓口等の相談員や担当者などを対象に、ギャンブル等依存症に関する必要な知識の習得や相談支援能力の向上等を図る養成研修を実施する。

- 【重点⑨】相談支援等を担う人材の養成

第2節 全体目標

基本方針に沿って、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目標とする。指標としては、府実態調査結果を基に、令和7年度における以下の数値について、計画作成時点の令和4年度の数値からの増減をめざす。

※数値はR4年度実施の府実態調査の結果を踏まえ修正予定

<指標①>

「ギャンブル等依存が疑われる者等⁸の割合」の低減

現 状	目標値
3.2%	3.2%未満

<指標②>

「『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合」の増加

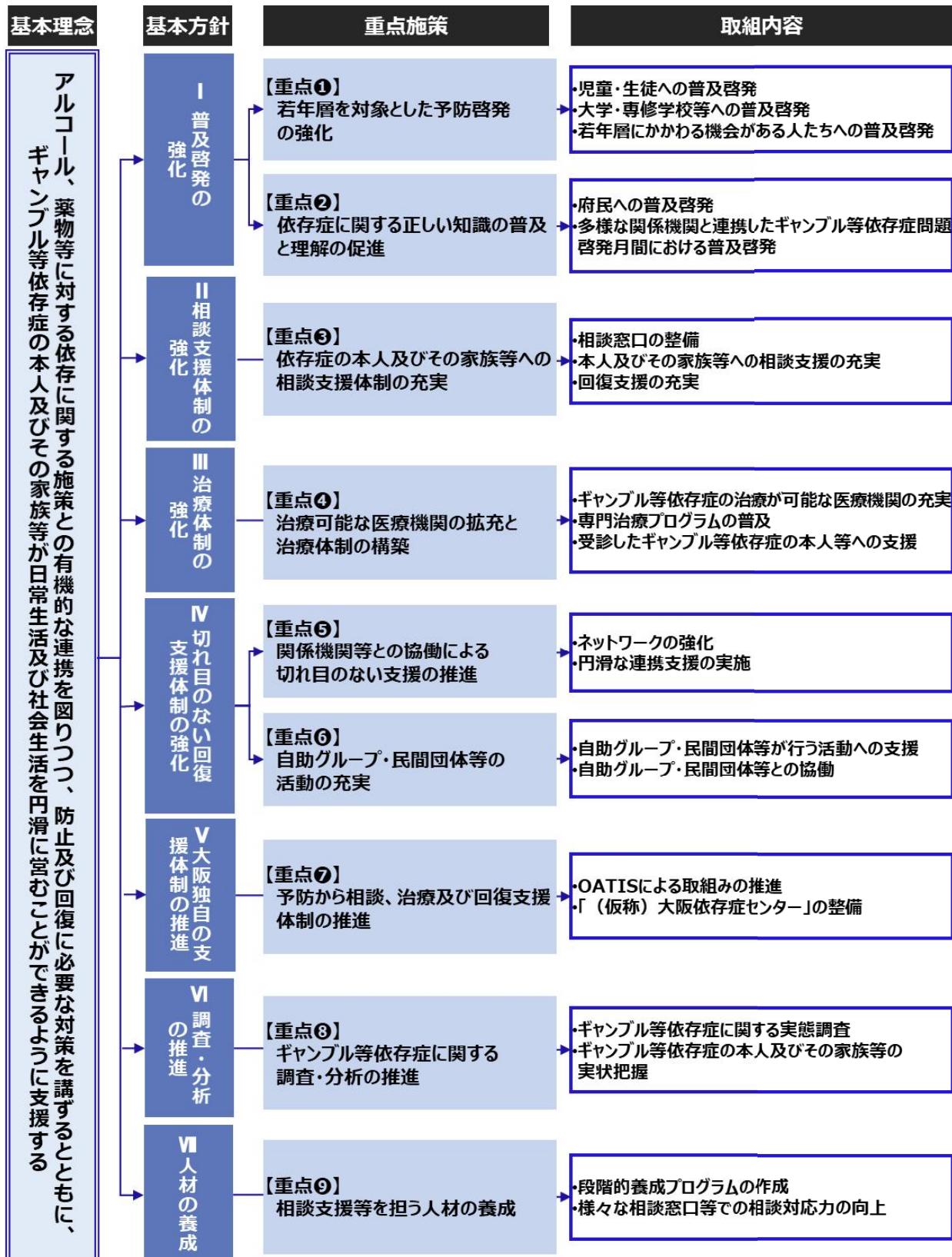
現 状	目標値
82.4%	90%以上

=====

8 SOGS の判定基準に従い、質問票の得点が3~4点に該当する「問題ギャンブラー」と5点以上に該当する「病的ギャンブラー」を合計し、3点以上の回答者を「ギャンブル等依存が疑われる者等」とする。

第3節 施策体系

基本理念及び基本方針に基づく全体の施策体系は以下のとおりとする。



第4章 具体的な取組み

第1節 各基本方針における重点施策

基本方針I 普及啓発の強化

【重点施策①】若年層を対象とした予防啓発の強化

高校生など若年層への普及啓発を通じて、ギャンブル等依存症の早期予防に取り組む。

めざす姿

ギャンブル等依存症に関する予防啓発により、若年層から正しい知識を持ち、理解することができている。

個別目標	
考え方	① ギャンブル等に参加可能となる年齢までに依存症についての正しい知識を持つことができるよう、全高等学校等において学習指導要領に基づき予防啓発授業等を実施。 ② 全ての高等学校等において教員による予防啓発授業等が実施されるよう、計画期間 3か年において全高等学校相当数の教員が研修を受講。
指標	① 高等学校等における予防啓発授業等の実施率（実施状況の把握は府立高校を対象に実施） ② 教員向け研修会の参加者数（対面での研修を基本とする）
目標（値）	① R7 年度末まで毎年度 100% 【現状(参考値)：R3 年度末 府立高校 4 校に出前授業を実施】 ※ただし R5 年度は実施時期が下半期となるため半数の 50%とする ② R7 年度末まで毎年度 100 名以上 【現状(参考値)：R 元年度末 対面研修 69 名 R2 年度末 Web 研修 20 名 R3 年度末 Web 研修 133 名】

具体的な取組み

■ 児童・生徒への普及啓発

- 高等学校等の生徒を対象としたギャンブル等依存症についての啓発資材を作成し、予防啓発のための授業等を実施する。 **拡充**
- 高等学校等の教員向けに、予防教育に活用できる補助教材を作成し、活用の促進を図る。 **新規**
- 高等学校等の教員に対して、文部科学省の指導参考資料の周知に努めるとともに、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施する。
- 相談拠点において、小・中・高等学校等の協力のもと、ギャンブル等依存症を含むこころの健康について、発達段階に応じた予防啓発を実施する。
- オンラインカジノは違法であることを、予防啓発授業等の機会を通じて周知する。 **新規**
- 公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を、予防啓発授業等の機会を通じて行う。 **新規**

■ 大学・専修学校等への普及啓発

- 大学・専修学校等の教員を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施する。
- 大学・専修学校において、学生を対象としたギャンブル等依存症に関する予防啓発を実施する。

■ 若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発

- 青少年指導員等を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するための研修を実施する。

【重点施策②】依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進

ギャンブル等依存症に関する理解を深め、必要な時に適切な支援につながるよう、普及啓発活動を展開する。

めざす姿

ギャンブル等依存症についての誤解や偏見がなくなり、ギャンブル等の問題に悩む本人及びその家族等が、適切な支援につながることができている。

個別目標	
考え方	① 府で開設する他サイトの閲覧数を参考に、ポータルサイトのアクセス数とし、依存症に悩む本人やその家族等が必要な情報を容易に得られるよう、情報を発信。 ② 府民参加を積極的に促進する観点から、web 参加も想定した参加者数とし、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を推進。
指標	① 依存症総合ポータルサイトのアクセス数 ② 府民セミナー・シンポジウムの参加者数
目標（値）	① R7 年度末まで毎年度 2 万件以上 【現状：R3 年度末 5,606 件】 ※ただし R5 年度は運用時期が下半期となるため半数の 1 万件とする ② R7 年度末まで毎年度 2,000 名以上 【現状：R3 年度末 473 名】

具体的な取組み

■ 府民への普及啓発

- 依存症に悩む本人やその家族等が必要な情報に容易にアクセスできるよう、依存症に関する各種情報が一元的に集約された依存症総合ポータルサイトを整備する。 **新規**
- 府民へのギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進すべく、シンポジウムやセミナー、パネル展示等を行う。
- ギャンブル等行動に不安を感じている人が、セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できるアプリを普及する。
- ギャンブル等依存症の本人及びその家族等にかかわる機会がある民生委員・児童委員、保護司等に対して、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。
- 消費者向けイベントや企業等において、リーフレット等啓発ツールの配布などを行う。
- オンラインカジノは違法であることを、啓発ツールやセミナー等の機会を活用して周知する。 **新規**
- 公営競技におけるインターネット投票に関する注意喚起等を、啓発ツールやセミナー等の機会を活用して行う。 **新規**

■ 多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発 **拡充**

- ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するため、府民を対象としたイベントの実施など普及啓発活動を展開する。
- OAC の加盟機関・団体が実施する普及啓発活動をホームページに掲載し、広く府民に情報発信する。
- ギャンブル等依存症問題啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう、市町村と相互に連携して取り組む。
- 関係事業者（公営競技場とぱちんこ・パチスロ営業所）と協力し、相談窓口等の情報を周知する。

基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化

【重点施策③】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対し必要な支援を行うため、相談支援体制を充実する。

めざす姿

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、抱える課題に応じて適切な相談支援を受けることができている。

個別目標	
考え方	潜在的な相談ニーズにも対応していく観点から、SNS 相談等体制充実による効果を見込んだ相談数とし、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が抱える課題に応じた適切な相談支援を提供。
指標	相談拠点機関及び「依存症ほっとライン（SNS 相談）」の相談数
目標（値）	R7 年度末まで 1.5 倍 【現状：R4 年度末 3,244 件（見込）】

具体的な取組み

■ 相談窓口の整備

- 相談拠点である大阪府こころの健康総合センターにおいて、平日のほか、第2・第4土曜日にも相談に対応する。
- ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が気軽に相談ができるよう、SNS やオンラインなどを活用するとともに、借金問題等の抱える課題に応じた専門相談など、相談窓口の充実を図る。 **新規**

■ 本人及びその家族等への相談支援の充実

- 相談拠点において、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への相談や訪問を実施する。
- 相談拠点において、ギャンブル等依存症の本人を対象とした回復プログラム及び家族等を対象としたサポートプログラムの充実を図る。
- 市町村や関係機関の相談窓口担当者が、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供ができるよう、必要な情報の周知に努める。
- 府における様々な相談窓口において、ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題を理解したうえで、相談拠点や医療機関、自助グループ・民間団体等に関する情報提供を行うなど、必要な支援につなげよう努める。
- ギャンブル等依存に関する問題を抱える家庭の子どもが、ひとりで悩みを抱えず相談ができるよう、子どものための相談窓口の情報提供を行う。

■ 回復支援の充実

- 相談拠点において、市町村等の相談窓口担当者や自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の本人の回復支援と家族等への包括的なサポートを行う。
- ギャンブル等依存症等様々な要因により、就職が困難な人や離職を繰り返す人に対して、就業定着支援を行う。
- ギャンブル等依存症である受刑者等に対して、退所後等の切れ目のない支援を行う。

基本方針Ⅲ 治療体制の強化

【重点施策④】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築

ギャンブル等依存症の本人等に適切な治療を提供するため、医療提供体制の強化を図る。

めざす姿

地域の身近な医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につながることができている。

個別目標	
考え方	R10年度末（「第3期計画」終了年度）までに、アルコール依存症を診ることができる医療機関数（R3年度 104機関）と同等数をめざすこととし、中間のR7年度末（「第2期計画」終了年度）までに60機関を確保。
指標	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数
目標（値）	R7年度末までに60機関 【現状：R3年度末 25機関】

具体的な取組み

■ ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実

- ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関を増やすため、医療機関職員を対象としたギャンブル等依存症やその治療についての専門的な研修を実施する。
- ギャンブル等の問題に気付き、簡易介入し、必要に応じて専門医療機関につなげができる医療機関の裾野拡大を図るため、ギャンブル等依存症の早期発見・介入等を行うための簡易介入マニュアルを作成し、一般医療機関（かかりつけ医等）を含めた医療機関の職員を対象とした研修を通じて普及を図る。 **新規**
- 精神科医療機関に対して、依存症対策全国センター等が実施する専門研修の参加促進を図る。
- 医療機関に対して、必要に応じて、ギャンブル等依存症の専門医療機関につなぐよう連携促進について協力を依頼する。

■ 専門治療プログラムの普及

- 依存症治療拠点機関で実施しているギャンブル等依存症の専門治療プログラムについて、精神科医療機関が広く実施できるよう普及支援を行う。

■ 受診したギャンブル等依存症の本人等への支援

- 精神科医療機関と自助グループ・民間団体等が連携し、受診したギャンブル等依存症の本人等に必要な支援を行うことができるよう、医療機関に対して自助グループ・民間団体等の情報提供を行うとともに、医療機関向け研修で自助グループ・民間団体等の役割や具体的な活動を紹介する。

基本方針IV 切れ目のない回復支援体制の強化

【重点施策⑤】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対し、関係機関等が連携して、必要な支援を行う。

めざす姿

関係機関等が連携し、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、相談・治療・回復を切れ目なく適切に受けることができている。

個別目標	
考え方	連携強化を図る観点から、自助グループ・民間団体等への紹介率とし、相談者の約半数を紹介。
指標	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率
目標（値）	R7年度末までに50%程度 【現状：R3年度 約25%】

具体的な取組み

■ ネットワークの強化

○OACのネットワークを活用し、医療・福祉・司法・自助グループ・行政等の情報共有等や、加盟する機関等による交流会等を行うことにより、顔の見える連携を促進する。

○大阪府依存症関連機関連携会議及びギャンブル等依存症地域支援体制推進部会を通じて、各事業の成果や課題などを共有することにより、依存症関連機関の連携協力体制を強化する。

○府保健所における精神保健医療福祉に関するネットワーク会議において、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への支援に関する情報共有や事例検討等を行い、市町村等関係機関の相互連携体制を強化する。

○大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部のもとで、府内関係部局との連携を強化することにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。 **新規**

■ 円滑な連携支援の実施 **新規**

○ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が抱える課題の種類や困難度に応じて、関係機関等が連携し、適切な支援を行う。

○連携支援が円滑に実施できるよう、カンファレンス等において課題共有や支援の振り返り等を行い、連携モデルの構築を図る。

【重点施策⑥】自助グループ・民間団体等の活動の充実

自助グループ・民間団体等を支援における重要なパートナーと位置づけ、自助グループ・民間団体等の裾野拡大を図るとともに、協働を進める。

めざす姿

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対する身近な支援の担い手として、自助グループ・民間団体等の活動が府域において幅広く展開されている。

個別目標	
考え方	① 自助グループ・民間団体等の裾野拡大を図る観点から、利用団体数等の増加を図ることとし、利用を促進。 ② 自助グループ・民間団体等との協働を推進する観点から、連携して取り組んだ事業の割合とし、研修や普及啓発に係る全事業の約半数について連携。
指標	① 補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数 ② 相談拠点機関が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合
目標（値）	① R7年度末までに増加 【現状：R3年度末 4団体】 ② R7年度末までに50%程度 【現状：R3年度 約33%】

具体的な取組み

■ 自助グループ・民間団体等が行う活動への支援

- ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が抱える課題の種類や困難度に応じて対応していくため、当事者性や専門性を兼ね備え、課題解決に必要な支援能力を有する自助グループ・民間団体等と協働して支援を行う。 **拡充**
- 協働パートナーとしての支援の担い手を確保するため、民間団体等の強み等を活かした支援活動に財政的支援を行う。 **拡充**
- 自助グループ・民間団体等の活動や取組みについて、ホームページやリーフレット等を通じて、広く府民に情報提供する。
- 自助グループ・民間団体等における府民を対象とした取組みについて後援することにより、活動の広がりを支援する。

■ 自助グループ・民間団体等との協働

- 府と自助グループ・民間団体等が連携し、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及啓発を行う。
- 研修等の人材養成に自助グループ・民間団体等が参画し、体験談の講演を行うなど、当事者の声に接する機会を創出することにより、支援者間での協働意識の醸成を図る。

基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の構築

【重点施策⑦】 予防から相談、治療及び回復支援体制の推進

「(仮称) 大阪依存症センター」の設置に向けた検討など、総合的な支援体制の強化を進める。

めざす姿

相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できる機能整備等を図ることで、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、地域で安心して生活を送ることができている。

個別目標	
考 え 方	IR 区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進。
指 標	ワンストップ支援を提供できる機能を整備
目標（値）	IR 開業までに整備

具体的な取組み

■ OATIS による取組みの推進

- 依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）と依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）が連携して形成する大阪依存症包括支援センター（OATIS）において、医師、ケースワーカー、心理職など多職種による相談支援などの取組みを進める。

■ 「(仮称) 大阪依存症センター」の整備 新規

- ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対する支援の拠点として、新たに「(仮称) 大阪依存症センター」を整備する。
- 整備にあたっては、市町村や医療機関、精神保健福祉センター、保健所、民間団体等と連携し必要な支援を行えるよう、「(仮称) 大阪依存症センター」の機能等に関する検討を進める。

基本方針VI 調査・分析の推進

【重点施策⑧】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進

ギャンブル等依存症に関する実態調査等を通じ、依存症対策に有用なエビデンスの蓄積を図る。

めざす姿

ギャンブル等依存症に関する調査・分析を進めることで、最適な対策の検討につなげることができている。

個別目標	
考 え 方	府内のギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、基本となる実態調査を毎年度確実に実施。
指 標	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数
目標（値）	R7 年度末まで毎年度 1回 【現状：R3 年度 1回】

具体的な取組み

■ ギャンブル等依存症に関する実態調査

- 府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するための府民を対象とした調査を実施する。

■ ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握

- 支援対象者の実態把握・明確化等に努めるべく、ギャンブル等依存症の本人やその家族等を対象とした調査・分析の実施、社会に与える影響について把握するための知見の収集等を実施する。 **拡充**

基本方針VII 人材の養成

【重点施策⑨】相談支援等を担う人材の養成

ギャンブル等依存症対策の推進に向け、支援の担い手となる人材を養成する。

めざす姿

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対し、適切な支援を行う人材が府内の様々な相談窓口に配置されている。

個別目標

考 え 方	依存症問題に関わる府及び市町村の相談支援窓口（約 500 か所）において、ギャンブル等依存に対する適切な支援を行うことができるよう、毎年、相談支援窓口相当数の人材が研修を受講。
指 標	関係機関職員専門研修により養成した相談員数
目標（値）	毎年度 500 人以上 【現状：R3 年度 461 人】

具体的な取組み

■ 段階的養成プログラムの作成

○相談員を養成するためのプログラムを作成し、養成研修を実施する。 **新規**

■ 様々な相談窓口等での相談対応力の向上

○相談拠点における相談員等を対象に、ギャンブル等依存症に関する対応力向上のための研修等を実施する。

○多重債務、貧困、虐待、自殺等の様々な相談窓口担当者等を対象とした、ギャンブル等依存症についての正しい知識や支援スキルを習得するための研修を実施する。

第2節 その他の取組み

大阪府警察本部における取組み

○府内における違法なギャンブル等の取締りを実施する。

○協力者からの情報提供や警察活動等により、賭博に係る情報を入手すれば、捜査を展開し、被疑者を検挙するなどの活動に努める。

府内の公営競技主催者等の取組み

○府並びに公営競技場、場外発売所及びぱちんこ・パチスロ店が協力し、ギャンブル等依存症問題啓発月間において、ギャンブル等依存症についての正しい知識や依存症の相談窓口等の周知活動を展開する（再掲）。

○府は、公営競技場やぱちんこ・パチスロ店における依存症対策の状況を把握するとともに、情報共有の場を持ち、対策の協力について意見交換を行う。

○公営競技場、場外発売所及びぱちんこ・パチスロ店は、国基本計画第二章Iに基づき、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努める。

(1) ブッキースタジアム岸和田（岸和田競輪）及び施行者である岸和田市では、以下の対策を実施する。

- ◆ 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
 - ・レースのチラシを作成する際は依存症に配慮した文言を入れる。
- ◆ 本人・家族申告によるアクセス制限の強化
 - ・本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、警備員による入場確認を行う。
- ◆ 競輪場における20歳未満の者の購入禁止の強化
 - ・警備員を配置、巡回により20歳未満の者の投票権の購入禁止を徹底する。
- ◆ 競輪場における相談体制の強化
 - ・競輪場内に相談窓口を設置して相談に応じるとともに、総合案内等で相談を受けた際は、相談窓口を案内する。

(2) ボートレース住之江並びに施行者である大阪府都市競艇企業団及び箕面市では、以下の対策を実施する。

- ◆ 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
 - ・出走表や発売機、場内ポスターで注意喚起を行う。
- ◆ 本人・家族申告によるアクセス制限の強化
 - ・本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、警備員による入場制限を行う。

第4章 具体的な取組み

- ◆ 競走場における20歳未満の者の舟券の購入禁止の強化
 - ・警備員を配置、巡回により20歳未満の者の舟券の購入禁止を徹底する。
 - ・場内放送での20歳未満の舟券購入法令違反の注意喚起。
- ◆ 競走場における相談体制の強化
 - ・総合インフォメーションに相談窓口を設置し相談を受けるとともに、依存症対策担当者につないで対応する。
 - ・インフォメーションにチラシを置き、相談できることを案内する。
- ◆ 従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化
 - ・担当者が研修に参加し、研修内容を反映した対応マニュアルを整備して相談対応を行う。

(3) 大阪府遊技業協同組合では、下記の対策を実施する。

- ◆ 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
 - ・全国的な指針を踏まえ、広告チラシにはのめり込みへの注意喚起の文言を入れる。
- ◆ 本人・家族申告によるアクセス制限の強化
 - ・本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、店員が入場制限のある客を確認する。
- ◆ 18歳未満の者の立ち入りを防ぐ取組みの強化
 - ・18歳未満は立入禁止であることを周知徹底する。疑われる人に対しては身分証明の提示を求める。
- ◆ 遊技場における相談体制の強化及び従業員教育の推進による依存症対策実施体制の強化
 - ・安心パチンコ・パチスロアドバイザーの養成研修等による従業員教育の推進等を図るとともに、同アドバイザーを配置し相談体制を強化する。
 - 必要に応じて、リカバリーサポート・ネットワークの電話相談を紹介する。

○ I R事業者⁹では、I R整備法¹⁰第9条第11項に基づく区域整備計画¹¹の認定後、カジノ施設の設置及び運営に伴い、同計画に取りまとめた依存防止対策を実施する。

<区域整備計画に記載の依存防止対策>

- ◆ 最先端のI C T技術（生体認証等）の活用等によるカジノ施設の厳格な入退場管理の実施
- ◆ 入場等回数制限措置並びに、本人及び家族等の申出による利用制限措置の実施
- ◆ 24時間・365日利用可能な相談体制等の構築
- ◆ 視認とI C T技術を活用した、問題あるギャンブル行動の早期発見
- ◆ 賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラムの導入
- ◆ 調査研究に必要な情報やデータ提供など、ギャンブル等依存症対策に関する研究への貢献など

=====

9 I R整備法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行おうとする民間事業者をいう。

10 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）をいう。

11 I R整備法第9条第1項に規定するI R区域の整備に関する計画をいう。

第3節 全体目標及び各重点施策における個別目標

全体目標を踏まえ、各重点施策の目標については、以下のとおりとする（再掲）。

全体目標	個別目標			
	施策	指標	現状（値）	目標（値）
府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する 〔指標〕 ①② 「ギャンブル等依存症は病気であることを知っている」と回答した府民の割合（50%以上）の低減	【重点①】 若年層を対象とした予防啓発の強化	①高等学校等における予防啓発授業等の実施率 (実施状況の把握は府立高校を対象に実施) ②教員向け研修会の参加者数 (対面での研修を基本とする)	4校※1 (R3年度末) 133名※3 (R3年度末)	毎年度100%※2 (R5-7年度末) 毎年度100名以上 (R5-7年度末)
	【重点②】 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	①依存症総合ポータルサイトのアクセス数 ②府民セミナー・シンポジウムの参加者数	5,606件 (R3年度末) 473名 (R3年度末)	毎年度2万件以上※4 (R5-7年度末) 毎年度2,000名以上 (R5-7年度末)
	【重点③】 依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	相談拠点機関及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」の相談数	3,244人 (R4年度未見込)	1.5倍 (R7年度末)
	【重点④】 治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	25機関 (R3年度末)	60機関 (R7年度末)
	【重点⑤】 関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	約25% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
	【重点⑥】 自助グループ・民間団体等の活動の充実	①補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数 ②相談拠点機関が実施する研修・普及啓発事業に占める自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	4団体 (R3年度末) 約33% (R3年度末)	増加 (R7年度末) 50%程度 (R7年度末)
	【重点⑦】 予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	ワンストップ支援を提供できる機能を整備	~	整備完了 (IR開業まで※5)
	【重点⑧】 ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回 (R3年度末)	毎年度1回 (R5-7年度末)
	【重点⑨】 相談支援等を担う人材の養成	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人 (R3年度末)	毎年度500人以上 (R5-7年度末)

第5章 推進体制等

第1節 計画の推進体制

関連機関等や府内関係部局と連携を図り、本計画の取組みを推進するために、下記の会議を開催する。

■ 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部 新規

基本条例第12条及び第13条に基づき、ギャンブル等依存症対策推進計画の案の作成や実施の推進、施策の総合調整などを行う。

■ 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 新規

基本条例第13条第2項に基づく事項について、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部に対して意見を述べる。

■ 大阪府依存症関連機関連携会議

依存症の本人及びその家族等への支援に関することについて協議・検討を行う。

■ ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会

大阪府依存症関連機関連携会議に設置された専門部会で、ギャンブル等依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策の検討を行う。

■ 大阪府依存症対策府内連携会議

大阪府の依存症対策の推進に向け、府内関係部局間の連携強化を図る。

第2節 計画の進捗管理等

本計画については、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴取するものとする。

また、PDCAサイクルを活用し、新たな課題への対応など、必要に応じて施策・事業の見直し、改善に取り組むとともに、計画最終年度には、目標の達成度を検証・評価し、次期計画に反映する。

第3節 計画の見直し

3年間の計画期間において、本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、適宜見直しを行う。

第4節 ギャンブル等依存症対策基金

ギャンブル等依存症対策の推進に資するための資金を積み立てるために設置。本基金を活用し、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現に向けた取組みを推進する。

資料編

資料編

データ集

ギャンブル等依存症問題関連データ¹²

I. 普及啓発の強化

- 当事者及び家族等が行政に求める支援として、「依存症に関する正しい知識や理解の普及啓発」が最も多い。また、ギャンブル等依存症に対する考え方として 75%が「本人の責任である」（自己責任）と回答しており、他の精神疾患等より高い。
- ギャンブル等を経験した者の約 9 割が 20 代までにギャンブル等を開始。また、習慣的にギャンブル等をするようになった者の約 8 割は、20 代までに習慣化。
- 治療を要するまでに至った患者の約 2 割は 20 代までの若者が占める。

データ

図 1.当事者等が行政に求める支援

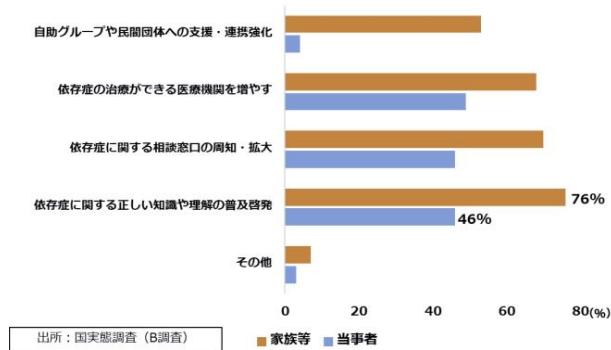
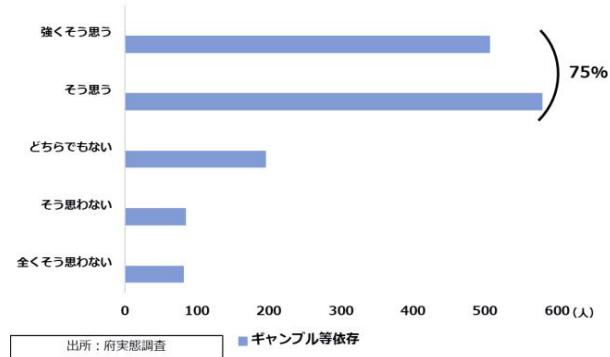


図 2 依存症等の疾患に対する考え方



☞ 求める支援として、家族の 76%、当事者の 46% が「依存症に関する正しい知識や理解の普及啓発」と回答。

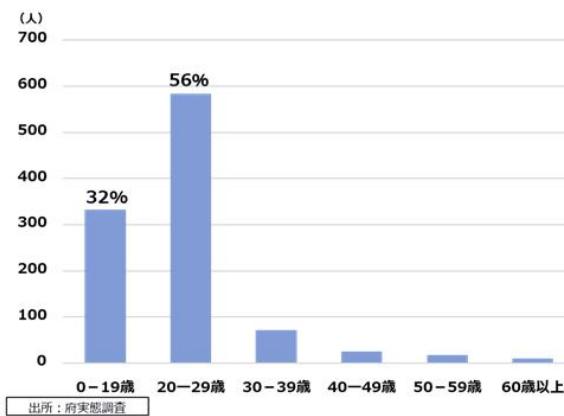
☞ ギャンブル等依存症について「本人の責任である」と思う人が 75% と、他の精神疾患等より高い。

12 各データの出所についての補足

- ・「府実態調査」：令和 2 年度府実施「ギャンブル等と健康に関する調査」
- ・「府・市こころ C 相談実績報告」：令和 2 年度・3 年度大阪府・大阪市精神保健福祉センター相談実績報告
- ・「全国専門医療機関診療実績」：令和 3 年度依存症対策全国センター事業「依存症専門医療機関の診療実績報告」
- ・「警察庁統計資料」：令和 3 年度警察庁統計資料「年間の犯罪」

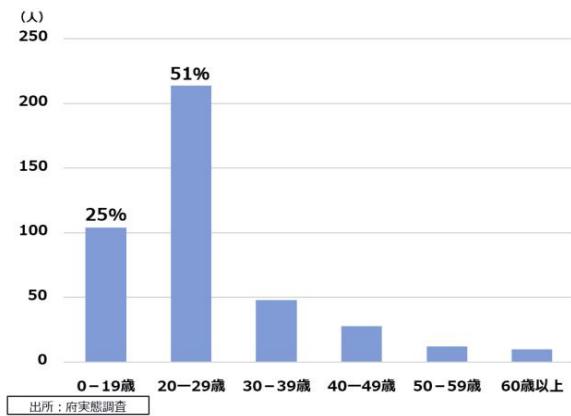
資料編 データ集

図 3.初めてギャンブル等をした年齢



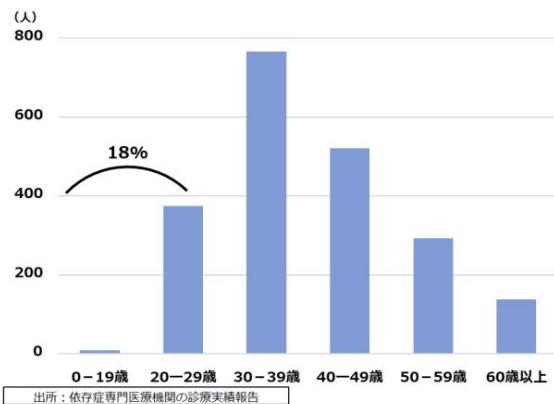
☞ギャンブル等を初めて経験する年齢は、20代までが約9割を占める。

図 4.ギャンブル等が習慣化(月1回以上)した年齢



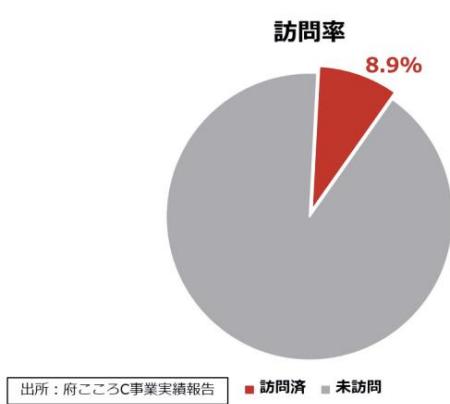
☞習慣的にギャンブル等をするようになった者の約8割は20代までに習慣化。

図 5.ギャンブル等依存症の外来患者の内訳



☞ギャンブル等依存症の治療を要する患者のうち、約2割が「10~20代」の若者。

図 6.府が実施する高校生向け「出前授業」の実績



☞府が5年間で実施した「出前授業」の訪問率は、府内の高校数の8.9%。

II.相談支援体制の強化

- 相談者等が求める支援策としては「気軽に相談できる場所の情報」の提供が最多、また、相談経路については「インターネット」が最も多い。
- 相談者の約8割は勤労者である。
- 当事者の家族等の悩みとして、「浪費、借金による経済的困難」が最多となっており、実際に、相談者の半数超が100万円以上の借金を抱えている。
- 刑法犯総件数の約1%は「ギャンブル等依存」を動機・原因とするものとなっている。

データ

図 7. 依存症問題を抱える家族の要望する支援策や情報

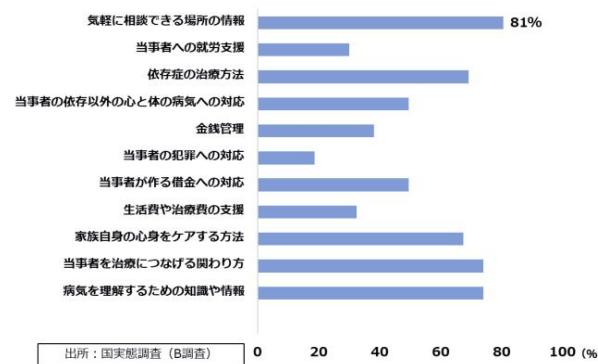
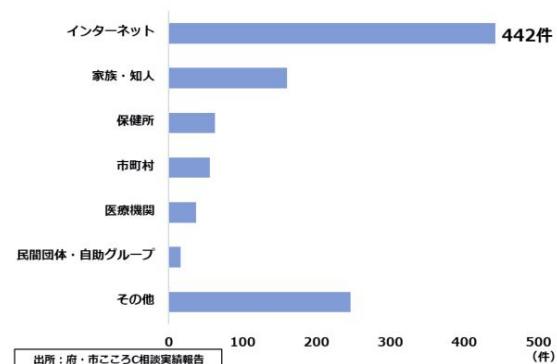


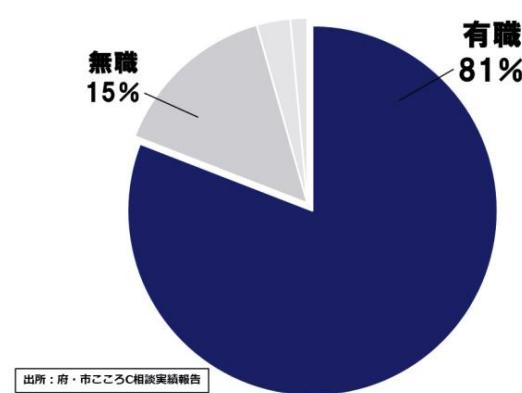
図 8. 専門相談（府・大阪市）の相談実績
【相談経路】



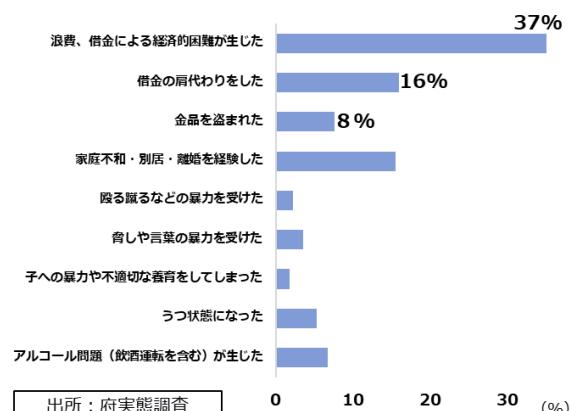
☞公的相談機関を利用した家族が求める支援策として、「気軽に相談できる場所の情報」の提供が最多。

☞相談経路は、来所・電話合わせて「インターネット」が最多。

図 9. 専門相談（府・大阪市）の相談実績【就労状況】 図 10. 家族等がギャンブル問題から受けた影響



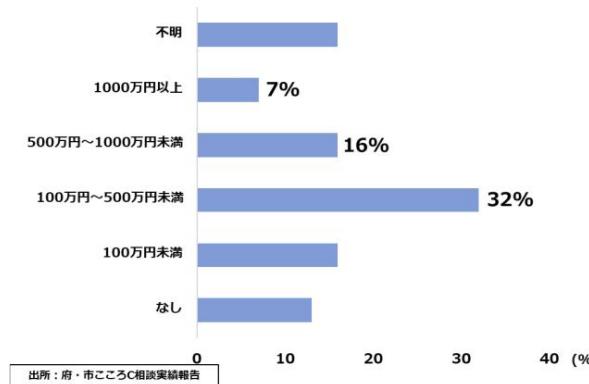
☞相談者の約8割は有職者。



☞当事者の家族等が抱える問題は「浪費、借金による経済的困難」が最多。

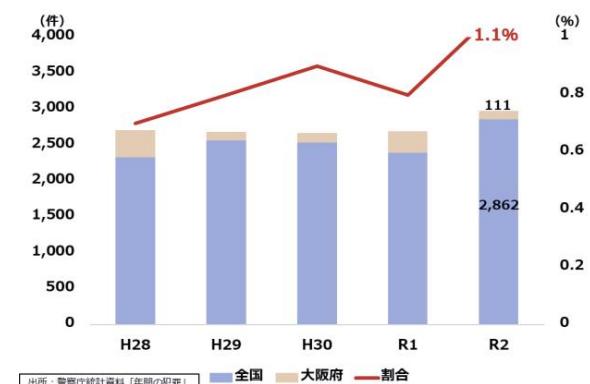
資料編 データ集

**図 11. 専門相談（府・大阪市）の相談実績
【借金額】**



☞ ギャンブル等依存の相談者の半数超が、100万円以上の借金を抱えている。

図 12. ギャンブル等依存を動機・原因とする犯罪件数



☞ 刑法犯総件数の約1%がギャンブル等依存を動機・原因とするもの。割合は微増している。

表 1. 府内相談拠点のギャンブル等依存症相談者数（実数）

相談拠点名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪府こころの健康総合センター	191人	179人	231人
大阪府保健所・中核市保健所・東大阪市保健センター	156人	130人	167人
小 計	347人	309人	398人
大阪市こころの健康センター	241人	121人	188人
堺市こころの健康センター	121人	117人	147人
合 計	709人	547人	733人

☞ 府内の依存症相談拠点におけるギャンブル等依存症の相談者数は府内全体で令和3年度 733 人となっており、対前年比で約34%増加となっている。

表 2. 関係機関職員専門研修の実績

依存症相談対応研修の参加者数

令和2年度	令和3年度
123人	139人

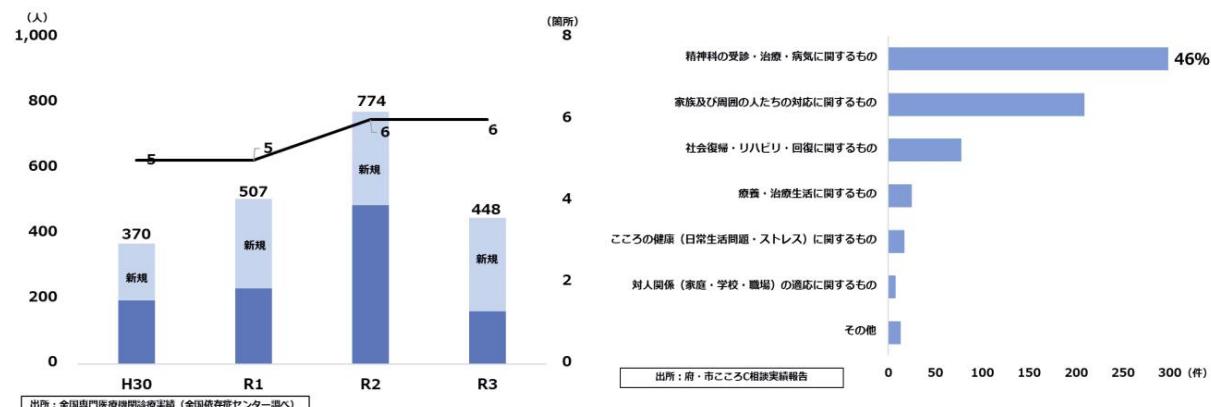
☞ 研修の参加者数は令和3年度 139 人と、対前年比で約13%増加となっている。

III.治療体制の強化

- 専門相談における主訴の46%は「精神科の受診・治療・病気に関するもの」となっているが、こころCでは、医師による専門相談や回復プログラムを実施していることから、専門相談の約6割は、こころCにおいて継続支援を実施。
- 初回面談のうち、医療機関の紹介や利用支援につないだものは1割未満となっている。一方で、専門医療機関での診断や治療を望む人もおり、また専門相談における相談者の約2割が併存精神疾患を有するなど、受診が必要な人も一定数存在。

データ

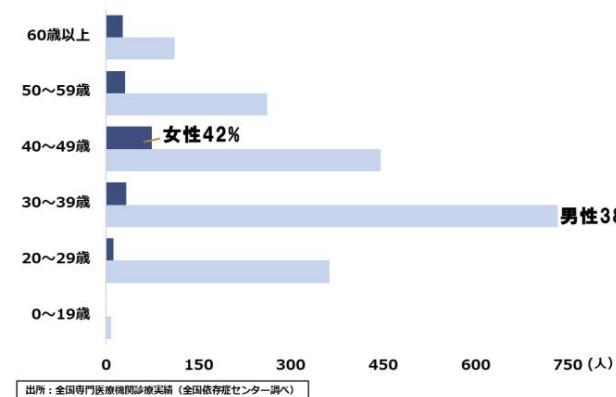
図 13. 依存症専門医療機関の受診者数・施設数 図 14. 専門相談（府・大阪市）における主訴の内容



☞ 依存症専門医療機関数が1施設増加したが、受診者数は増加していない。

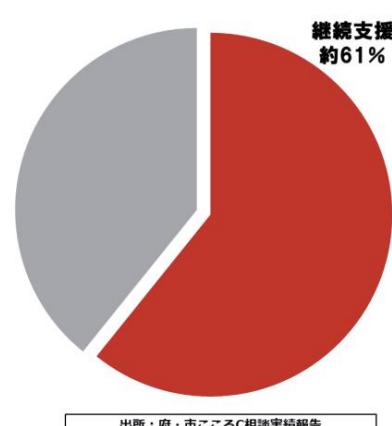
☞ 専門相談において、主訴が「精神科の受診・治療・病気に関するもの」が全体の46%で最多。

図 15. 府内のギャンブル等依存症の外来患者の内訳



☞ 外来患者の男女別年齢内訳について、男性は30代が38%、女性は40代が42%と最も多い。

図 16. 専門相談（府・大阪市）におけるこころの健康総合センターでの継続支援の実施率



☞ 専門相談件数のうち、こころCにおいて継続支援を実施したのは、全体の約6割。

資料編 データ集

図 17. 専門相談（府・大阪市）におけるこころの健康総合センターから医療機関への紹介実績（初回面談）

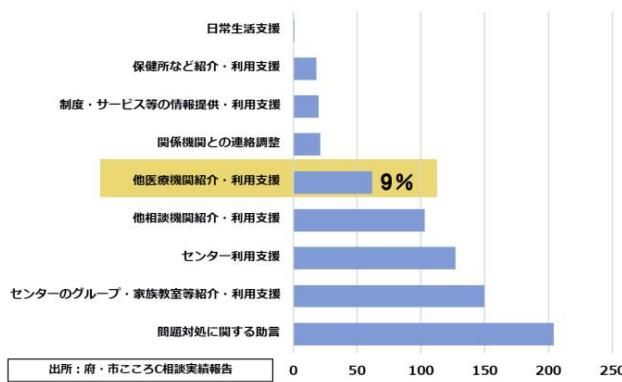
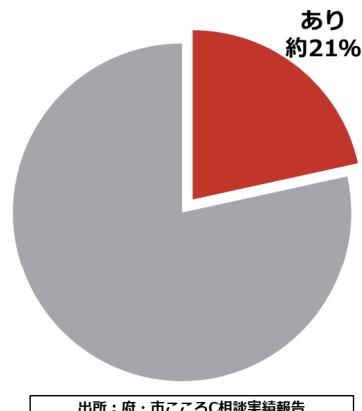


図 18. 専門相談（府・大阪市）における相談者の併存精神疾患の有無



☞ こころ C での初回面談件数のうち、医療機関の紹介や利用支援につなげた件数は、全体の 9 %。

☞ 専門相談件数のうち、併存精神疾患があったのは、全体の約 2 割。

表 3. ギャンブル等依存症専門医療機関（◎は依存症治療拠点機関）

（令和 4 年 11 月時点）

医療機関名	所在地
◎ 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	枚方市
特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック	高槻市
医療法人 東布施野田クリニック	東大阪市
一般財団法人成研会 結のぞみ病院	富田林市
医療法人 藤井クリニック	大阪市
医療法人遊心会 にじクリニック	大阪市

表 4. 府内依存症専門医療機関のギャンブル等依存症受診者数（実数）

相談拠点名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
外来受診者総数	507人	774人	448人
（うち新規受診者数）	274人	287人	285人
入院者総数	4人	2人	6人
依存症専門医療機関	5か所	6か所	6か所

（依存症対策全国センター事業「依存症専門医療機関の診療実績報告」より）

☞ 依存症専門医療機関（6か所）におけるギャンブル依存症受診者数は、令和 3 年度で外来が 448 人、うち新規 285 人となっており、直近 2か年との比較において外来は減少、新規は横ばいとなっている。

表 5. 精神疾患診療を実施する医療機関数

医療機関数（ギャンブル等依存症対応可）

令和2年度	令和3年度
26機関	25機関

☞ ギャンブル等依存症の対応可能な精神科医療機関数は令和 3 年度 25 機関とほぼ横ばい。

表 6. 専門治療プログラムの普及実績

専門治療プログラム新規導入医療機関数

令和2年度	令和3年度
2 機関	1 機関

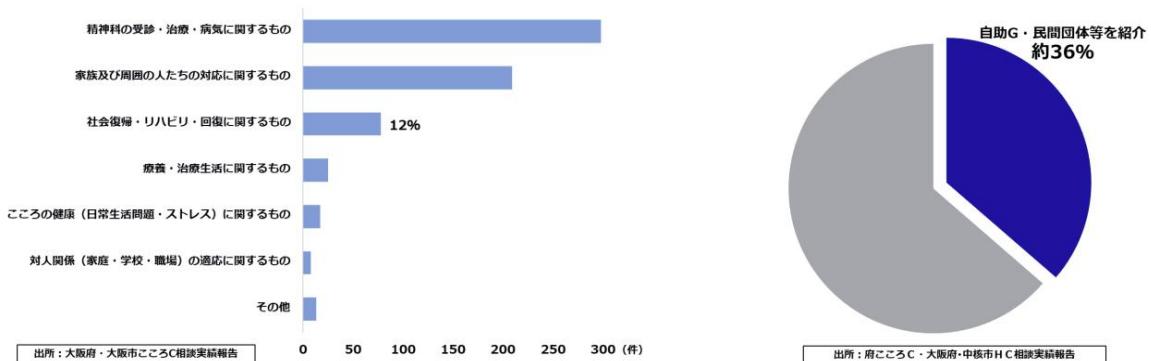
☞ 新たに専門治療プログラムを導入する医療機関は毎年度 1 ~ 2 機関にとどまる。

IV.切れ目のない回復支援体制の強化

- 自助グループ参加者（当事者・家族）が行政に求める支援として、「自助グループや民間団体への支援・連携強化」が多い。
- 相談拠点における相談のうち、自助グループ、民間団体等を紹介した件数は約 36%となっており、自助グループ・民間団体等との連携が十分でない可能性がある。

データ

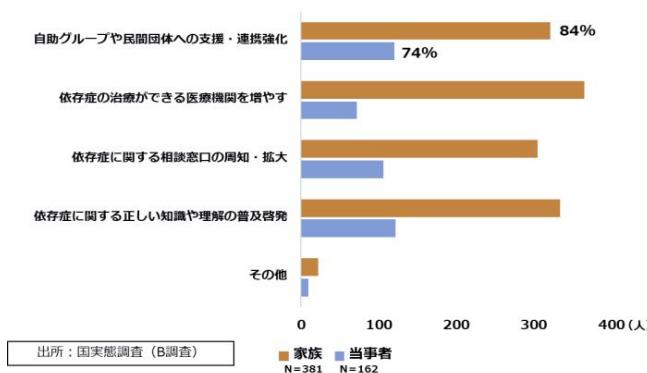
図 19. 専門相談（府・大阪市）における主訴の内容 図 20. 相談拠点における自助 G・民間団体等への紹介実績



☞専門相談において、主訴が「社会復帰・リハビリ・回復に関するもの」が全体の 12%。

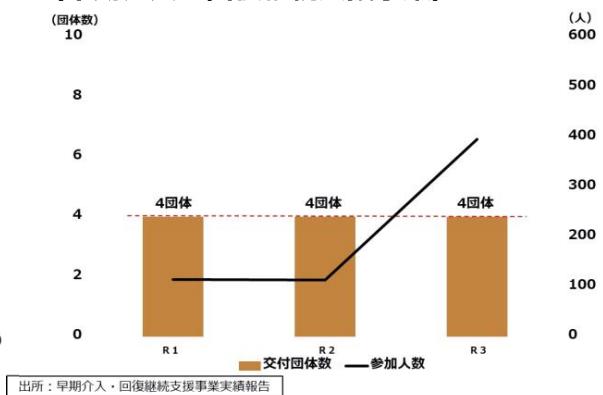
☞相談件数のうち、自助グループ・民間団体等を紹介した件数は、全体の約 36%。

図 21. 自助グループ参加者等が行政に求める支援



☞行政に求める支援として、家族の 84%、当事者の 74%が「自助グループや民間団体等への支援・連携強化」と回答。

図 22. OAC 加盟機関・団体への補助実績
(早期介入・回復継続支援事業)



☞民間団体等が実施する交流会や相談会等への参加者数が増加しており、取組みが活性化する一方で、団体数が増えず、裾野が広がっていない。

第1期計画での取組みの評価

第1期計画の5つの基本方針に示す具体的な取組みについて、実績の見える化を図り、以下のとおり評価を行う。(取組みの全体像については、下記「参考 第1期計画の取組みの全体像」参照。)

■ 参考 第1期計画の取組みの全体像

I	普及啓発の強化
II	相談支援体制の強化
III	治療体制の強化
IV	切れ目のない回復支援体制の強化
V	大阪独自の支援体制の構築

■ 相談支援・治療体制 (R4.11月現在)

相談拠点機関 【21カ所】	大阪府こころの健康総合センター 大阪府及び中核市保健所（18カ所）（東大阪市については、保健センター） 大阪市こころの健康センター 堺市こころの健康センター
専門医療機関（政令市含む） 【6カ所】 ◎=依存症治療拠点機関	◎地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター 枚方市 特定医療法人大阪精神医学研究所 新阿武山クリニック 高槻市 医療法人 東布施野田クリニック 東大阪市 一般財団法人成研会 結のぞみ病院 富田林市 医療法人 藤井クリニック 大阪市 医療法人遊心会 にじクリニック 大阪市

■ 連携協力体制の強化・推進

大阪府依存症関連機関連携会議 <本会議・部会>
▶ 依存症の当事者及び家族・自助グループ・回復施設・民間団体・医療関係機関・福祉関係機関・司法関係機関・行政機関（国・市町村）
大阪府依存症対策庁内連携会議
▶ 政策企画部・府民文化部・IR推進局・福祉部・健康医療部・商工労働部・都市整備部・教育庁・警察本部
大阪アディクションセンター（OAC）
▶ 医療・福祉・司法・自助グループ・行政等 57機関（R4.11月現在）
大阪依存症包括支援拠点（OATIS）
▶ 依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）・依存症治療研究センター（大阪精神医療センター）

I. 普及啓発の強化

若年層から正しい知識を持ち、理解することができるよう予防啓発を推進し、ギャンブル等依存症についての誤解や偏見をなくし、悩みを抱える方を適切な相談窓口につなげるため、以下の取組みを実施した。

具体的な取組み内容	実績 (R2-3)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童・生徒への普及啓発 2. 大学・専門学校等への普及啓発 3. 若年層にかかる機会がある人たちへの普及啓発 4. 府民への普及啓発 5. 地域の支援者向けの普及啓発 6. 消費者向けの普及啓発 7. 働く人向けの普及啓発 8. 多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発週間における普及啓発 	<p>1-1. 高校生に対して正しい知識と理解を促進するため高等学校での出前授業を実施 ▶ R2 年度 4 校 計 7 回 R3 年度 5 校 計 8 回</p> <p>1-2. 教員に対してギャンブル等依存症についての正しい知識と理解を促進するための研修会を実施 ▶ R2 年度 1 回 参加者計 20 名 R3 年度 2 回 参加者計 133 名</p> <p>1-3. ギャンブル等依存症に関する理解を促進するリーフレットを高校 3 年生に配布 ▶ R2 年度 約 10 万部 R3 年度 約 10 万部</p> <p>2. 大学生に対して、依存症の予防啓発の講義を実施 ▶ R2 年度 1 回 R3 年度 1 回</p> <p>3. 青少年指導員に正しい知識の普及と理解の促進のための研修を実施 ▶ R2 年度 1 回 参加者計 620 名 R3 年度 1 回 参加者計 583 名</p> <p>4-1. 新成人に対して、正しい知識の普及と理解促進のための啓発チラシを作成し、府内各市町村の成人式で配布 ▶ R2 年度 約 2 万 6 千部 R3 年度 約 2 万部</p> <p>4-2. 依存症に関する基本的知識等について正しく理解を深めるための広く府民を対象としたセミナーを実施 ▶ R2 年度 1 回 WEB 配信 申込者計 235 名 R3 年度 2 回 WEB 配信 申込者計 473 名</p> <p>5. 民生委員・児童委員が参加する研修会等において、正しい知識の普及や相談窓口等に関する情報を周知</p> <p>6. 消費生活センターにおいてリーフレットを配架</p> <p>7. 職場の産業保健担当者へ正しい知識の普及や相談窓口の周知のための研修を実施 ▶ R2 年度 1 回 参加者計 11 名</p> <p>8. ギャンブル等依存症問題週間におけるポスターや動画を作成し、関係機関・関係事業者と協力し啓発を実施</p>

評価 <○=成果、●=課題>

- 若年層を中心とした普及啓発・予防教育については、出前授業やリーフレットの配布等を通じ、重点的に対応。
- 府民向けセミナーについては、WEB 配信により、一般府民（自治体等関係機関に属していない方々）の参加率が向上。
- 関係機関の窓口等でのリーフレット配布やホームページへの掲載を通じて、相談窓口等に関する情報を発信。
- 予防啓発や理解促進のための啓発等について、「若年層」向けの啓発機会が十分でない。
- ホームページ上の依存症に関する各種情報が集約されておらず、必要な情報へのアクセスが容易でない。

II. 相談支援体制の強化

相談窓口の担当者が、正しい知識をもって適切に対応し、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が安心して相談ができる体制を構築するため、以下の取組みを実施した。

具体的取組内容	実 績 (R2-3)
<ol style="list-style-type: none">1. さまざまな相談窓口等での相談対応力向上2. 本人及び家族等への相談支援の充実3. 相談窓口等の情報提供4. 回復支援の充実	<ol style="list-style-type: none">1. 様々な関係機関の職員向けに経験等に応じた依存症相談対応研修を実施 ▶ R2 年度 : 3回 参加者計 123 名 ▶ R3 年度 : 4回 参加者計 139 名2. 府内相談拠点において、ギャンブル等依存症の本人及び家族への相談や訪問を実施 ▶ R2 年度 : 相談者 547 名 ▶ R3 年度 : 相談者 733 名3. ホームページやリーフレット等を通じて相談機関の情報を発信4. 依存症からの回復に向けた本人を対象としたプログラムや、依存症についての理解や本人への対応について学ぶ家族向けプログラムを実施 ◎ 集団回復プログラム ▶ R2 年度 2 クール (第1クール実 11 名、第2クール実 10 名) ▶ R3 年度 2 クール (第1クール実 8 名、第2クール実 9 名) ◎ 家族サポートプログラム ▶ R2 年度 1 クール (実 9 名) 特別講座 4 回 (延 27 名) ▶ R3 年度 2 クール (第1クール実 6 名、第2クール実 7 名) 特別講座 3 回 (延 13 名)

評 價 <○=成果、●=課題>

- 経験年数などに応じたプログラムにより、相談対応力の向上に資する研修を実施。
- 集合形式だけでなくオンライン配信など、対象者が参加しやすい研修を実施。
- 精神保健福祉センターや保健所等を相談の拠点とし、依存症に悩む方々のさまざまな相談に対応。
- 相談員向け研修については、期限前に早期に申込定員に達するなど、高いニーズがうかがえる一方で、実施体制に限りがあること等から、研修機会を十分に確保できていない。

III. 治療体制の強化

地域の身近な医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につなげることができるよう、以下の取組みを実施した。

具体的取組内容	実績（R2-3）
<ol style="list-style-type: none"> 1. ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実 2. 医療機関と自助グループ・民間団体との連携 3. 依存症治療拠点機関・専門医療機関の情報提供 4. 専門治療プログラムの普及 	<p>1-1. ギャンブル等依存症専門医療機関の確保 ►R2 年度 5 医療機関 R3 年度 6 医療機関</p> <p>1-2. 精神疾患診療を実施する医療機関（ギャンブル等依存症対応可）の確保 ►R2 年度 26 医療機関 R3 年度 25 医療機関</p> <p>1-3. 治療可能な医療機関を増やすために精神科医療機関職員を対象としたギャンブル等依存症についての研修を実施 ►R2 年度 1 回 参加者 59 名（参加医療機関数 19 機関） ►R3 年度 1 回 参加者 12 名（参加医療機関数 9 機関）</p> <p>1-4. 国のギャンブル等依存症治療指導者養成研修の受講促進 ►R2 年度 2 回 修了者 6 名（うち医師 3 名） ►R3 年度 2 回 修了者 15 名（うち医師 2 名）</p> <p>2. 依存症患者受診後支援事業（国モデル事業）を実施</p> <p>3. 依存症治療拠点機関による専門治療プログラムの普及を支援 ►R2 年度 2 医療機関 R3 年度 1 医療機関</p> <p>4. 府ホームページやリーフレット等を通じた依存症治療拠点機関・専門医療機関の周知を実施</p>

評価 <○=成果、●=課題>

- ギャンブル等依存症専門医療機関として新たに 1 医療機関を選定。
- 研修の実施や技術支援等を行うことにより、プログラムの普及を行い、治療可能な医療機関の拡大に向けた取組みを推進。
- 専門医療機関を含め、ギャンブル等依存症対応可能な精神科医療機関数が増加していない。
- 精神科医療機関を対象とした研修に参加する医療機関数が少ない。
- 体制や設備の問題から、新たに専門治療プログラムを導入する医療機関が少ない。

IV.切れ目のない回復支援体制の強化

自助グループ・民間団体の活動が正しく理解され、その利用が促進されるとともに、関係機関相互の連携が強化されることにより、切れ目のない回復支援が行われるよう、以下の取組みを実施した。

具体的な取組み内容	実績（R2-3）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自助グループ・民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動への支援 2. 自助グループ・民間団体との連携 3. 連携協力体制の強化 	<p>1-1. 大阪アディクションセンター（OAC）に加盟する機関・団体が新たに取り組むミーティングや相談事業への補助を実施（大阪府早期介入・回復継続支援事業） ►R2 年度 交付 4 団体 5 事業 ►R3 年度 交付 4 団体 4 事業</p> <p>1-2. 自助グループや民間団体等の情報を掲載した冊子を研修会などで配布</p> <p>1-3. 自助グループや民間団体等による公益性の高い取組みに対する後援</p> <p>2. OAC ミニフォーラム（交流会）を開催 ►R3 年度 計 5 回 参加者計 128 名</p> <p>3-1. OAC メーリングリストを活用し、加盟機関・団体に対して、自助グループ等に関する情報を提供 ►R2 年度 利用件数 51 件 ►R3 年度 利用件数 74 件</p> <p>3-2. 依存症関連機関連携会議及び専門部会を通じて、各機関・団体の取組みを共有し、本人・家族等への支援について協議・検討 ►R2 年度 2 回 ►R3 年度 2 回 ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会の開催 ►R2 年度 1 回 ►R3 年度 2 回</p>

評価 <○=成果、●=課題>

- OAC に加盟する団体等が実施するミーティングや相談事業に対する補助を通じて、団体の自主的な取組を活性化。
- OAC ミニフォーラムや依存症関連機関連携会議等を通じて、支援ネットワークや連携機能を強化。
- 民間団体への補助については、交付先の団体の新規参入が進まず、団体数が増えていない。
- 連携強化の取組みとして、会議や交流会を実施しているが、具体的な個別支援の連携・課題共有等が不十分。

V. 大阪独自の支援体制の構築

ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、地域で安心して生活を送ることができるよう、大阪独自の総合的な支援体制を構築するため、以下の取組みを実施した。

具体的な取組み内容	実績（R2-3）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 依存症総合支援センターの設置 2. 依存症治療・研究センターの設置 3. 依存症総合支援センターと依存症治療・研究センターの連携の確保 	<p>1-1. 依存症総合支援センターを設置（R2年度）</p> <p>1-2. 依存症の基礎知識やメンタルヘルスについて高校生に伝えるための予防啓発ツールを作成</p> <p>1-3. 「ギャンブル等依存症簡易相談支援アプリ」の開発</p> <p>1-4. 多職種によるギャンブル等依存症の専門相談及び集団回復プログラムを実施 <ul style="list-style-type: none"> ◎専門相談 <ul style="list-style-type: none"> ▶ R2年度 179件 R3年度 231件 ◎集団回復プログラム <ul style="list-style-type: none"> ▶ R2年度 2クール R3年度 2クール ◎家族サポートプログラム <ul style="list-style-type: none"> ▶ R2年度 1クール特別講座 4回 ▶ R3年度 2クール特別講座 3回 ◎保健所プログラム支援 <ul style="list-style-type: none"> ▶ R2年度 7件 R3年度 5件 </p> <p>1-5. 多職種による、地域の相談窓口へのコンサルテーションや研修の実施により地域支援体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> ◎コンサルテーション <ul style="list-style-type: none"> ▶ R2年度 5件 R3年度 2件 ◎地域の相談窓口の研修 <ul style="list-style-type: none"> ▶ R2年度 計4回 R3年度 計7回 </p> <p>1-6. 大阪府依存症関連機関連会議・部会の開催、OACの運営により連携協力体制を構築</p> <p>2-1. 依存症治療・研究センターを設置（R2年度）</p> <p>2-2. 治療拠点機関の機能強化に併せ、疾患や専門治療の調査・研究を実施</p> <p>3-1. 依存症総合支援センターと依存症治療・研究センターの双方の取組みの共有や連携のための会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ▶ R2年度 4回 R3年度 2回 </p> <p>3-2. OATISのホームページを開設（R2年度）</p>

評価 <○=成果、●=課題>

- 依存症総合支援センターと依存症治療・研究センターが連携することにより、大阪依存症包括支援拠点（OATIS）を形成し、総合的に対策を推進。
- OATISを中心とした総合的な支援体制の強化・拡充。
- 多種多様な課題に対するより適切な支援のあり方の検討と対策の充実。

関係資料

ギャンブル等依存症対策基本法 (平成30年法律第74号)

目次

[第一章 総則\(第一条—第十一条\)](#)

[第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等\(第十二条・第十三条\)](#)

[第三章 基本的施策\(第十四条—第二十三条\)](#)

[第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部\(第二十四条—第三十六条\)](#)

[附則](#)

[第一章 総則](#)

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならぬ。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に

関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

資料編 関係資料

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組みを尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るために、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

資料編 関係資料

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一條の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一條の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 國土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

（資料提供等）

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定す

資料編 関係資料

る事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

（事務）

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（国計画）【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等			
I ギャンブル等依存症問題の現状			
・国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）			
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等			
・発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援 ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮 ・アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮			
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項			
・推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間） ・基本的な考え方			
PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進		多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について			
・ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施 ・政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進			
第二章 取り組むべき具体的な施策（主なもの）			
I 関係事業者の取組：基本法第15条関係			
広告宣伝の在り方			
・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ばらんこ] ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ばらんこ]			
アクセス制限 ・施設内の取組			
・本人申告・家族申告によるアクセス制限等にに関して、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート] ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート] ・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ばらんこ] ・自己申告・家族申告プログラムに關し、認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ばらんこ] ・18歳未満の可能性がある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ばらんこ] ・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ばらんこ] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援			
相談・治療につなげる取組			
・公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばらんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表 ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]			
依存症対策の体制整備			
・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート] ・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ばらんこ] ・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心バナンコ・バチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ばらんこ]			
II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係			
相談支援			
・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] ・婦人相談所相談員、母子父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、児童障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]			
治療支援			
・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体が行うミニティーン等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省]			
民間団体支援			
・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ばらんこ]			
社会復帰支援			
・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]			
III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係			
・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省] ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供、成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁] ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省] ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁] ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]			
IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20～21条関係			
連携協力体制の構築			
・各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] ・専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、児童障害者支援センター、警察、健康保険組合団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画（平成31年度～）			
人材の確保			
・医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省]（平成31年度～） ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]			
V 調査研究：基本法第22条関係			
・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省] ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート]			
VI 実態調査：基本法第23条関係			
・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省] ・国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁] ・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ばらんこ] ・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]			
 VII 多重債務問題等への取組			
・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁] ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]			

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（国計画R4変更）【概要】

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

第一章 基本的考え方等

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組

I-1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（令和4年大阪府条例第59号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び基本的施策（第七条—第十一条）

第三章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（第十二条—第十五条）

附則

競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技やパチンコ等は、府民生活に楽しみをもたらす一方、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、ギャンブル等依存症に陥る府民も少なくない。

ギャンブル等依存症は、多重債務や失業といった経済的問題、うつ病の発症といった健康問題、それらに伴う家族の問題、学生等における学業の中止といった問題によって日常生活や社会活動に支障を生じさせ、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会的問題を引き起こしている。

さらには昨今、海外インターネット経由のオンライン・カジノの増加や、公営競技がスマートフォン等によって手軽に利用できることにより、ギャンブル等依存症の問題がより拡大し、深刻化する傾向にある。

ギャンブル等依存症は、誰もが陥る可能性のある精神疾患であるということを私たち一人ひとりが認識し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が、安心して相談し、治療を受け、そして、社会に復帰することができるようにしていかなければならない。

そのためには、府のギャンブル等依存症対策をさらに進めるとともに、国、府、市町村、医療機関、関係機関、自助グループをはじめとする民間団体等の間における連携をさらに強化する必要がある。

こうした理解の下に、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、府民が安心して、健康的に暮らせる社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号。以下「法」という。）で定めるもののほか、府が実施するギャンブル等依存症対策に関し基本となる事項を定めることにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことによ

資料編 関係資料

り日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第三条 府は、ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(市町村との連携)

第四条 府及び市町村は、法第三章に規定する基本的施策をはじめとするギャンブル等依存症対策について、相互に連携して実施するよう努めるものとする。

(ギャンブル等依存症問題啓発月間)

第五条 府民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、法第十条に規定するギャンブル等依存症問題啓発週間である五月十四日から同月二十日を含め、毎年五月をギャンブル等依存症問題啓発月間（以下「啓発月間」という。）とする。

2 府及び市町村は、啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第六条 府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び基本的施策

(ギャンブル等依存症対策推進計画)

第七条 知事は、法第十三条第一項に規定するギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するものとする。

2 ギャンブル等依存症対策推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 知事は、ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、又は変更した時は、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項の規定による大阪府健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項の規定による大阪府アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

5 知事は、府におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、及び法第二十三条に規定する調査の結果を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(若年者への啓発)

第八条 府は、法第十四条に規定する施策を講ずるに当たっては、とりわけ若年者に対して、ギャ

ンブル等依存症に陥る経緯やギャンブル等依存症がもたらす重大な影響等について、ギャンブル等依存症の予防等に資するための啓発に取り組むものとする。

(依存症支援拠点等)

第九条 府は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族等に対する相談支援、社会復帰支援等の拠点を整備し、市町村及び法第二十条に規定する医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等（以下「医療機関等」という。）と連携して必要な支援に努めるものとする。

2 府は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族等の相談等に幅広く対応できるよう、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による相談支援体制等の整備に努めるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十条 府は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るために活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第十一條 府は、施策の効果的な実施を図るため、医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部

(大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部)

第十二条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(本部の所掌事務)

第十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進計画の変更の案の作成について準用する。

(本部の組織)

資料編 関係資料

第十四条 本部は、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）、大阪府ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）及び大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、副知事とし、本部長の職務を助ける。
- 4 本部員は、府の職員のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として知事が指定する者とする。

（委任）

第十五条 この条例に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- （検討）
2 知事は、この条例の規定については、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議規則(令和4年大阪府規則第84号)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他推進会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 推進会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 医療関係団体、福祉関係団体、医療施設等の代表者
- 三 ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第二条に規定するギャンブル等依存症（以下「ギャンブル等依存症」という。）である者等
- 四 ギャンブル等依存症である者等を支援する活動を行う団体等の代表者
- 五 ギャンブル等依存症対策基本法第七条に規定する関係事業者の代表者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を推進会議に報告する。

5 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。

6 前条の規定にかかわらず、推進会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって推進会議の決議とすることができます。

資料編 関係資料

(意見の聴取)

第六条 推進会議及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 推進会議の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、令和四年十一月二十五日から施行する。

大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（大阪府条例第59号）（以下「条例」という。）」第15条の規定に基づき、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、条例第14条の規定に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 副本部長は、健康医療部担当副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第3条 本部長は、本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部は原則公開とする。

(事務局)

第4条 本部の事務局は、健康医療部保健医療室地域保健課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

<別表>

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
万博推進局長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R 推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
教育長
警察本部総務部長

大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 大阪府における依存症の本人及び家族等への支援に關することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連携会議においては、次の事項に關し、協議・検討を行う。

- (1) 依存症の本人及び家族等への支援に關すること
- (2) 大阪アディクションセンター（以下「OAC」という。）に關すること

(組織)

第3条 連携会議は、依存症の本人及び家族等を支援する団体等から、大阪府こころの健康総合センター所長が選任した委員をもって構成する。

2 連携会議の委員の総数は、26人以内とする。

3 連携会議の委員の任期は、原則として2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 連携会議には、委員の互選による会長を置く。

(部会)

第4条 専門的な事項を協議・検討するために、連携会議に部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、大阪府こころの健康総合センター所長が選任した委員をもって構成する。

3 部会の委員の総数は16人以内とする。

4 部会の委員の任期は、原則として1年とする。

5 部会には、部会長を置くこととし、会長と協議の上、大阪府こころの健康総合センター所長が指名する委員をもってこれに充てる。

6 部会の所管事項に關しては、別途定める。

(会議)

第5条 連携会議及び部会は、大阪府こころの健康総合センター所長が招集し、それぞれの会議の主宰は会長及び部会長が行うこととする。

2 会長及び部会長が不在のときは、会長及び部会長が予め指名する委員が、その職務を代理する。

3 連携会議及び部会の委員に支障があるときは、委員として代理人が出席することができる。

4 連携会議及び部会は、原則として公開とする。ただし、会議の公開に關する指針3のただし書き

資料編 関係資料

- に基づき、会長及び部会長の判断により非公開とすることができます。
- 5 大阪府こころの健康総合センター所長が必要と認めるときは、依存症の本人及び家族等への支援にかかる知見を有する委員以外の者を参考人（以下「参考人」という。）として出席を求めることができる。
- 6 災害の発生等により大阪府こころの健康総合センター所長が必要と認めるときは、連携会議及び部会を書面もしくはオンラインで開催することができる。

（守秘義務）

第6条 連携会議及び部会の委員並びに参考人は、活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（謝礼及び費用弁償）

第7条 委員及び参考人の謝礼金の額は、日額6200円とし、歳出科目は報償費とする。

2 委員及び参考人の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の額相当とする。なお、第5条第6項により開催方法を変更した場合は本項による費用弁償を行わないことができる。

（事務局）

第8条 連携会議及び部会の事務局は、大阪府こころの健康総合センターに置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議及び部会の運営に関し必要な事項は、大阪府こころの健康総合センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

大阪府依存症関連機関連携会議部会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府における依存症の本人及び家族等の支援に関することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱第4条に基づき、大阪府依存症関連機関連携会議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 部会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

（1）アルコール健康障がい対策部会

- ・アルコール健康障がい対策の充実に向けた方策
- ・大阪府アルコール健康障がい対策推進計画に関連する事項
- ・その他必要な事項

（2）薬物依存症地域支援体制推進部会

- ・薬物依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策
- ・その他必要な事項

（3）ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会

- ・ギャンブル等依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策
- ・その他必要な事項

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

大阪府依存症対策庁内連携会議設置要綱

大阪府依存症対策庁内連携会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府におけるアルコール健康障がい、薬物依存症、ギャンブル等依存症その他の依存症（以下「依存症」という。）の対策の推進のために、府内関係部署の連携体制の強化を図ることを目的とし、大阪府依存症対策庁内連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) アルコール健康障がい（アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に基づき策定された大阪府アルコール健康障がい対策推進計画に関する事項を含む）に関すること。
- (2) 薬物依存症に関すること。
- (3) ギャンブル等依存症（ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づき策定された大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に関する事項を含む）に関すること。
- (4) その他依存症に関すること。

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる関係部署の職にある者を充てる。但し、会議には代理出席を可能とする。

(運営)

第4条 会議は、健康医療部保健医療室長が必要に応じて招集する。

2 保健医療室長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健医療室地域保健課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関して必要な事項は、保健医療室長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

(別表)

関係部署		職
政策企画部	政策企画総務課	政策企画総務課長
府民文化部	府民文化総務課 男女参画・府民協働課	府民文化総務課長 男女参画・府民協働課長
I R推進局	企画課	企画課長
福祉部	福祉総務課 地域福祉推進室 地域福祉課 社会援護課 子ども家庭局 子ども青少年課 家庭支援課	福祉総務課長 地域福祉課長 社会援護課長 子ども青少年課長 家庭支援課長
健康医療部	健康医療総務課 保健医療室 地域保健課 健康推進室 健康づくり課 生活衛生室 薬務課 保健所 こころの健康総合センター	健康医療総務課長 地域保健課長 健康づくり課長 薬務課長 保健所長会代表 こころの健康総合センター所長
商工労働部	商工労働総務課	商工労働総務課長
都市整備部	都市整備総務課 交通戦略室 交通計画課	都市整備総務課長 交通計画課長
教育庁	教育総務企画課 教育振興室 高等学校課 保健体育課	教育総務企画課長 高等学校課長 保健体育課長
警察本部	総務部 総務課 生活安全部 生活安全総務課 保安課 少年課 交通部 交通総務課 運転免許課	総務課長 生活安全総務課長 保安課長 少年課長 交通総務課長 運転免許課長

用語解説

	用語	説明
い	依存症専門医療機関	依存症の医療体制の強化を図るために、国が定める基準に基づき都道府県・政令市が選定した専門医療機関。
	依存症相談拠点	アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル等依存症に関する適切な相談を受けられるようにするために、都道府県・政令市が設置。
	依存症治療拠点機関	依存症専門医療機関であることに加え、府内の専門医療機関の活動実績の取りまとめや医療機関を対象とした研修の実施、依存症に関する取組みの情報発信等を行う医療機関。
お	大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例	府が実施するギャンブル等依存症対策に関し基本となる事項を定めることにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に制定された条例。
き	ギャンブル等依存症問題啓発月間	大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例第5条で、府民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、法第10条に規定する啓発週間を含め設けられた月間。5月の1か月間。
し	自助グループ	同じ問題を抱えた人と自発的につながり、その結びつきのなかで問題の解決に取り組む集まり。
せ	精神保健医療福祉に関するネットワーク会議	保健所圏域における精神保健医療福祉に関する課題について検討する会議。
	専門治療プログラム	依存症の本人を対象とし、認知行動療法を基にした専門の回復プログラム。
	青少年指導員	地域における青少年の健全育成活動と非行防止活動を推進する目的で、各市町村長等により委嘱され、青少年団体などへの育成指導、非行防止のための巡回などを行っている。
ほ	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護観察を受けている人への面接による指導や助言、犯罪予防活動等を行っている。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。
み	民生委員・児童委員	民生委員は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

大阪府条例第五十九号

大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び基本的施策（第七条—第十二条）

第三章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（第十二条—第十五条）

附則

競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技やパチンコ等は、府民生活に楽しみをもたらす一方、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、ギャンブル等依存症に陥る府民も少なくない。

ギャンブル等依存症は、多重債務や失業といった経済的問題、うつ病の発症といった健康問題、それらに伴う家族の問題、学生等における学業の中止といった問題によって日常生活や社会活動に支障を生じさせ、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会的問題を引き起こしている。

さらには昨今、海外インターネット経由のオンライン・カジノの増加や、公営競技がスマートフォン等によって手軽に利用できることにより、ギャンブル等依存症の問題がより拡大し、深刻化する傾向にある。

ギャンブル等依存症は、誰もが陥る可能性のある精神疾患であるということを私たち一人ひとりが認識し、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が、安心して相談し、治療を受け、そして、社会に復帰することができるようにしていかなければならない。

そのためには、府のギャンブル等依存症対策をさらに進めるとともに、国、府、市町村、医療機関、関係機関、自助グループをはじめとする民間団体等の間における連携をさらに強化する必要がある。

こうした理解の下に、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、府民が安心して、健康的に暮らせる社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号。以下「法」という。）で定めるもののほか、府が実施するギャンブル等依存症対策に関する事項を定めることにより、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第三条 府は、ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(市町村との連携)

第四条 府及び市町村は、法第三章に規定する基本的施策をはじめとするギャンブル等依存症対策について、相互に連携して実施するよう努めるものとする。(ギャンブル等依存症問題啓発月間)

第五条 府民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、法第十条に規定するギャンブル等依存症問題啓発週間である五月十四日から同月二十日を含め、毎年五月をギャンブル等依存症問題啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。

2 府及び市町村は、啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第六条 府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(第二章 ギャンブル等依存症対策推進計画及び基本的施策

(ギャンブル等依存症対策推進計画)

第七条 知事は、法第十三条第一項に規定するギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するものとする。

2 ギャンブル等依存症対策推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 知事は、ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、又は変更した時は、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第八条第一項の規定による大阪府健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第二百九号)第十四条第一項の規定による大阪府アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 知事は、府におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、及び法第二十三条に規定する調査の結果を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(若年者への啓発)

第八条 府は、法第十四条に規定する施策を講ずるに当たっては、とりわけ若年

者に対して、ギャンブル等依存症に陥る経緯やギャンブル等依存症がもたらす重大な影響等について、ギャンブル等依存症の予防等に資するための啓発に取り組むものとする。

(依存症支援拠点等)

第九条 府は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族等に対する相談支援、社会復帰支援等の拠点を整備し、市町村及び法第二十条に規定する医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等（以下「医療機関等」という。）と連携して必要な支援に努めるものとする。

2 府は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族等の相談等に幅広く対応できるよう、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による相談支援体制等の整備に努めるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十条 府は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るために活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第十一条 府は、施策の効果的な実施を図るために、医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部

(大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部)

第十二条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(本部の所掌事務)

第十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ギャンブル等依存症対策推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなければならない。

一 ギャンブル等依存症対策推進計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進計画の変更の案の作成について準用する。

(本部の組織)

第十四条 本部は、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）、大阪府ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」と

いう。）及び大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部員（以下「本部員」という。）をもつて組織する。

2 本部長は、知事とし、本部の事務を総括する。

3 副本部長は、副知事とし、本部長の職務を助ける。

4 本部員は、府の職員のうちから、本部の所掌事務を遂行するため特に必要があると認める者として知事が指定する者とする。

（委任）

第十五条 この条例に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検討）

2 知事は、この条例の規定については、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例(大阪府条例第59号)（以下「条例」という。）」第15条の規定に基づき、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、条例第14条の規定に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもつて組織する。

- 2 副本部長は、健康医療部担当副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第3条 本部長は、本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部は原則公開とする。

(事務局)

第4条 本部の事務局は、健康医療部保健医療室地域保健課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

<別表>

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
万博推進局長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R 推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
教育長
警察本部総務部長